

第二百一十回国会
衆議院
地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録 第六号

令和五年四月十八日(火曜日)
午前十時開議

出席委員

委員長 橋本 岳君

理事 今枝宗一郎君

理事 田中 英之君

理事 坂本祐之輔君

理事 中司 宏君

理事 井原 巧君

理事 今村 雅弘君

理事 小寺 裕雄君

理事 塩崎 彰久君

理事 高木 宏壽君

理事 土屋 品子君

理事 中曽根康隆君

理事 宮路 拓馬君

理事 渡辺 孝一君

理事 堤 かなめ君

理事 緑川 貴士君

理事 遠藤 良太君

理事 奥水 恵一君

理事 西岡 秀子君

坂本 哲志君

谷川 弥一君

湯原 俊二君

中川 宏昌君

石田 真敏君

川崎ひとと君

小森 卓郎君

鈴木 隼人君

谷川 とむ君

中川 郁子君

牧島かれん君

保岡 宏武君

末次 精一君

福田 昭夫君

森田 俊和君

堀場 幸子君

鰐淵 洋子君

高橋千鶴子君

政府参考人
(デジタル庁審議官)
山本 和徳君

政府参考人
(総務省大臣官房審議官)
三橋 一彦君

政府参考人
(総務省国際戦略局次長)
小野寺 修君

政府参考人
(法務省大臣官房審議官)
松井 信憲君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)
山本 史君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)
山本 史君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)
山本 史君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)
山本 史君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)
山本 史君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)
山本 史君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)
山本 史君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)
山本 史君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)
山本 史君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)
山本 史君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)
山本 史君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)
山本 史君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)
山本 史君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)
山本 史君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)
山本 史君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)
山本 史君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)
山本 史君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)
山本 史君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)
山本 史君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)
山本 史君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)
山本 史君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)
山本 史君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)
山本 史君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)
山本 史君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)
山本 史君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)
山本 史君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)
山本 史君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)
山本 史君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)
山本 史君

政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)
山本 史君

衆議院調査局地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別調査室長
阿部 哲也君

委員の異動
四月十八日

井原 巧君

大野敬太郎君

住吉 寛紀君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任
塩崎 彰久君

補欠選任
高木 宏壽君

補欠選任
遠藤 良太君

補欠選任
大野敬太郎君

補欠選任
川崎ひとと君

補欠選任
大野敬太郎君

補欠選任
大野敬太郎君

補欠選任
大野敬太郎君

補欠選任
大野敬太郎君

補欠選任
大野敬太郎君

補欠選任
大野敬太郎君

補欠選任
大野敬太郎君

補欠選任
大野敬太郎君

補欠選任
大野敬太郎君

補欠選任
大野敬太郎君

補欠選任
大野敬太郎君

補欠選任
大野敬太郎君

補欠選任
大野敬太郎君

補欠選任
大野敬太郎君

補欠選任
大野敬太郎君

補欠選任
大野敬太郎君

法律案(内閣提出第四六号)
は本委員会に付託された。

四月十七日

札幌高裁の旧優生保護法訴訟判決を受けて、速やかに全ての被害者に対する全面的救済を求めることに関する陳情書外一件(札幌市中
央区北一条西一〇 坂口唯彦外一名)(第九三
号)

障害のある児童の権利を侵害する所得制限の見直しを求めることに関する陳情書(岡山市北区
南方一の八の二九 近藤剛)(第九四号)

優生保護法問題に関する陳情書(仙台市青葉区
大町二の三の一一 新里宏二)(第九五号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律等の一部を改正する
法律案(内閣提出第四六号)

行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律等の一部を改正す
る法律案

(本号末尾に掲載)

○河野国務大臣 おはようございます。

行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法
律案につきまして、その提案理由及び内容の概要
を御説明申し上げます。

この法律案は、新型コロナウイルス感染症等に
より、社会における抜本的なデジタル化の必要性
が高まっている状況を踏まえ、デジタル社会の基
盤であるマイナンバー及びマイナンバーカードの
利用の推進に関する各種施策を講じ、もって国民
の利便性の向上及び行政運営の効率化を図ること
を目的とするものであります。

次に、この法律案の内容について、その概要を
御説明申し上げます。

第一に、個人番号等の利用に関する施策につい
て、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分
野以外の行政事務においても利用の促進を図ると
ともに、国家資格に関する事務等における個人番
号の利用を可能とすることとしております。

第二に、行政手続における特定の個人を識別す
るための番号の利用等に関する法律について改正
後の別表に掲げる事務に準ずる事務において個人
番号を利用することを可能とするとともに、情報
提供ネットワークシステムにおいて特定個人情報
の照会及び提供を行うことができる者並びに情報
の項目について、主務省令で定めることとしてお
ります。

第三に、個人番号カードの本人の写真につい
て、申請の日において一定年齢未満の場合は表示
しないとする措置を講ずることとしております。

また、医療保険の被保険者証を廃止することと
し、あわせて、所要の場合に、医療機関等を受診

する際の資格確認のために必要な書面の交付等を求めることができる等の措置を講ずることとしております。

第四に、在外公館における国外転出者に対する個人番号カードの交付及び電子証明書の発行の申請等並びに地方公共団体が指定した郵便局における個人番号カードの交付の申請の受付等を可能とする措置を講ずることとしております。また、個人番号カード利用者証明用電子証明書による電子利用者証明が行われない場合の利用者の確認に係る措置を定めることとしています。

第五に、戸籍及び住民票等の記載事項並びに署名用電子証明書の記録事項に氏名の振り仮名を追加し、個人番号カードに氏名の振り仮名を記載することとしております。

第六に、行政機関の長等が預貯金口座情報等を保有している場合に、書留郵便等により預貯金者に対し一定の事項を通知して同意を得たとき又は一定期間を経過するまでの間に回答がなかったときは、内閣総理大臣は当該預貯金口座情報を公的給付支給等口座として個人番号等とともに登録することを可能とすることとしております。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して一年三か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○橋本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○橋本委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として警察庁長官官房審議官大橋一夫君、個人情報保護委員会事務局審議官山澄克君、デジタル庁統括官楠正憲君、デジタル庁統括官村上敬亮君、デジタル庁審議官山本和徳君、総務省大臣官房審議官三橋一

彦君、総務省国際戦略局次長小野寺修君、法務省大臣官房審議官松井信憲君、厚生労働省大臣官房審議官山本史君、厚生労働省大臣官房審議官日原知己君及び経済産業省大臣官房審議官門松貴君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○橋本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○橋本委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。宮路拓馬君。

○宮路委員 自由民主党の宮路拓馬です。

本委員会におけるいわゆるマイナンバー法改正案の質疑、トップバッターとして質問に立たせていただくことを感謝申し上げます。

まず、私は、議員になる前、総務省に勤めておりまして、その際、住民基本台帳法、そして住民ネットの担当をしておりました。

当時、いわゆる住民ネット訴訟というのが提起をされておりまして、まさにその訴訟担当もさせていただいたところでありますが、当時は、名寄せをされるリスク、あるいは、国民総背番号制になるのではないかと、そしてまた、自己情報コントロール権なるものが侵害されるのではないかとといった懸念が示され、そして訴訟が提起されたわけです。

残念ながら、私の在職中に最高裁の判決までは至りませんでした。その後、最高裁においても住民ネットが合憲であるという判断が示されたところであり、いわゆるマイナンバー法については、その住民ネット訴訟で示された、最高裁判決に示された基準にのっとって、様々な情報の管理におけるルールメイキングがされたところであるというふうに理解しております。

そうした中で、今法案、先ほど趣旨説明が大臣からありましたとおり、その改正内容というのは

非常に多岐にわたるものでありますが、その中でも、トップバッターですので、皆さんが気になるだろうところをいくつか質問をさせていただきます。

是非、この法案、非常に分かりづらいところもあるかと思いますが、私自身、住民ネット訴訟で、当初、理解するのに大変苦労した経験が担当としてありましたので、答弁の方もなるべく簡潔に、具体的に、分かりやすくしていただければ大変ありがたいと思っております。

まず一問目になりますが、本法案、最大の要素というのは、これまで、社会保障制度、税制そして災害対策についてマイナンバーを使用することができるといふふうになっていたわけですが、今般、マイナンバーの利用推進を図るという意味において、いわゆるその三分野以外の行政事務においてもマイナンバーを利用するということが最大の内容になっていくかと思っております。

二〇一三年、マイナンバー法が成立したときに、いわゆる新法制定のときに、そもそもマイナンバーの利用がその三分野に限られていた理由は何か、お伺いしたいと思っております。

○河野国務大臣 ありがとうございます。マイナンバー制度は、スタートするときに、制度の枠組みを超えて、まず、社会保障それから税に関して、効率性、透明性あるいは公平性、こうしたものを高めていこうという観点でマイナンバーという制度を導入しようということになったと承知をしております。社会保障と税にマイナンバーを導入しようという議論をしている中であの東日本の大震災があったものですから、災害というものを付け加えて三分野ということになりました。

ただ、この制度の導入の、様々検討をしているときに、施行状況を見ながら、必要があると認められる場合には、国民の理解を得ながら利用範囲を拡大していく、そのための所要の措置を講ずることとしようということになっておりましたの

で、当初は三分野でございましたが、将来的には、この利用範囲、幅広い分野での利用ということとを念頭に置いていた、目指していたということだと思います。

○宮路委員 税と社会保障の一体改革の流れの中で、まずは社会保障、税を対象にということで、その間、東日本大震災の発災を契機として、いわゆる防災対策、災害対策というものもその範疇になったと。

私自身、住民ネット訴訟を担当しておりましたので、いわゆるマイナンバーについては非常に国民の理解が重要だということも理解しておりましたので、今大臣の御答弁にありましたとおり、まず、事の経緯からして税と社会保障だった、そこに災害対策が加わった、まずはそこから、国民の理解が最も得やすいであろうところから進めてきた。しかし、その後、御案内のとおり、コロナ禍で、社会のデジタル化、とりわけ、そのベースとしてはやはり行政がまずデジタル化せねばならないというところで、今般の多岐にわたる法改正に至ったということで、機が熟してきたのかなと。

コロナ禍を経て、国民の間で、やはりデジタル化が非常に重要だということが浸透してきたがゆえに、今般、三分野以外にもその範囲を広げるという判断に至ったかというふうに思っております。

一方で、マイナンバーの利用を三分野以外に広げることについて、これはそもそも違憲ではないかと。先ほど申し上げたとおり、住民ネット自体、数多くの違憲訴訟というのが提起されましたし、このマイナンバー法に関しまして、先月最高裁判決が一部出たばかりですが、マイナンバー法の違憲訴訟というのが提起されております。

そうした中で、やはり三分野以外に広げるのは違憲ではないかという懸念も示されているところでありますが、この件について、改めて政府の見解をお伺いしたいと思っております。

○河野国務大臣 マイナンバー制度はプライバシー権を侵害し、違憲ではないかと争われました

訴訟について、今年の三月の最高裁の判決で、個人番号の利用範囲について、社会保障、税、災害対策及びこれらに類する分野の法令又は条例で定められた事務に限定することで、個人番号によって検索及び管理がされることになる個人情報限定していることなどを挙げて、マイナンバー法に基づく特定個人情報の利用、提供等は、正当な行政目的の範囲内で行われていると判断されたものと承知をしております。

今般の法改正によって、理念として、社会保障、税及び災害対策以外の行政事務においても個人番号の利用の推進を図ることとしておりますが、マイナンバーの利用が可能となる具体的な事務については、引き続き法令又は条例で定められた範囲に限定している上、いずれも正当な行政目的の範囲内であることに変わりがないため、問題はないというふうに考えております。

○宮路委員 ありがとうございます。

いわゆる必要性については、先ほどの、やはり社会全体のデジタル化が国民の皆さんからも求められているということ。そして、許容性については、今御答弁いただいたとおり、マイナンバー違反訴訟で提示された最高裁判決に示された範囲内、これは恐らく住基ネット訴訟で示された枠に沿ったものだと思っておりますが、その枠内にしっかりと収まっている。いわゆる法律、あるいはそれに授權された政省令でしっかりと利用範囲などが明記されている。いわゆる民主的統制下に置かれているということであろうと思いますので、その点をしっかりと国民の皆さんに、懸念を持たれている方はいらっしゃると思いますので、しっかりと周知しながら進めていただきたいというふうに思っております。

続きまして、今般、三分野以外でマイナンバーの利用の促進が図られる、つまり、三分野以外でも利用されるようになるということになります。が、それで、じゃ、具体的にどう国民の皆さんにメリットが及ぶのか、デジタル化が進むのかとい

うのを改めて、ここは大変重要な点だと思っておりますので、簡潔に御答弁いただければというふうに思っています。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、九千六百万枚を超え、いよいよ更に利活用シーンが問われる局面に入ってきたと認識しております。

これまでも、健康保険証としての利用、薬剤情報や特定健診情報の閲覧、利用、医療費の情報の閲覧、利用、国内外で利用可能なワクチン接種証明書の取得、最近では、確定申告の際の医療費控除やふるさと納税手続のオンライン完結、こういったところを地道に取り組んできてございます。

近々では、マイナンバーカードの本人確認機能スマートフォンに搭載をする、それから、六年中ということではございますが、運転免許証との一体化、マイナンバーカードを国外でも利用できるようにする、在留カードと一体化するといったところはもう具体的なメニューとして、各省庁とも具体的な準備を進めているところであります。

また、行政サービスということでは、最近では引越手続のオンラインサービスということでも、もう出る側は役所に行かなくていい、こういうことになってまいりましたけれども、子育て、介護等々、いろいろな手続をオンラインでできるようなオンライン市役所サービス、それから、デジ田の交付金等でも御支援をさせていただいていますが、図書館カードや避難所の受付等々、いろいろな局面で市民カードとして使えるように順次取組を進めてまいりたいと思っております。

また、そもそも、現在四百四十社にまだとどまっておりますが、このマイナンバーカードの本人確認手段は、民間事業者の皆さんにも、オンラインでも本人であるということを確認できるツールを国が配らせていただいているという面がございます。もっともって使っていただきたいというところも含めて、関係省庁と力を合わせ、利

活用シーンの拡大に努めてまいりたいと考えてございます。

○宮路委員 たいま政府参考人からの答弁がありましたとおり、振り返ってみれば、かなりマイナンバーあるいはマイナンバーカードというものが利用されるようになってきたということには、隔世の感を覚えます。

当時、私が住基ネット訴訟を担当していたとき、その四情報共有で様々な行政文書が必要性が少なくなる、それぐらいしかメリットがないのかと、大分、当時担当していた者として、様々な、もって使えるようにすべきではないか、あるいは、これだけお金をかけて住基ネットを構築してメリットはそれだけかといったような批判を受けることもありました。今をもつて、それがマイナンバー制度へと昇華し、これだけ国民の皆さんに使われるようになったということ、大変感慨深く、今答弁を聞いておりました。

是非、せっかくつくった、住基ネットから来ると相当な歴史をこれまで刻んできたわけでありまして、更にその利活用の促進を図っていただきたいと、かつて住基ネットに携わった者として、切にお願いをしたいと思っております。

当時のそのことを振り返ると、この住基ネット訴訟、あるいはその後のマイナンバー訴訟は、やはり情報漏えいのリスクがあるのではないかとということが懸念されてきたところであります。この情報漏えい対策というのは、やはり国民からの信頼あるいは安心をいただくためには大変重要な点だと思えますが、情報漏えい対策がどのようになっているのか、改めて簡潔に分かりやすく御答弁いただければと思います。

○楠政府参考人 お答え申し上げます。

マイナンバー制度では、制度面並びにシステム面で各種のセキュリティ対策を講じておりまして、具体的には、マイナンバーを取り扱う者に対して、情報が保護される仕組みになっているかを事前に確認する特定個人情報保護評価や、漏えい

防止等の安全管理措置を義務づけるとともに、個人情報保護委員会が必要な指導等を行うこととしております。

また、行政機関等が保有する個人情報に関しては、一元管理をせず、各行政機関等において分散して管理をし、情報連携の際にも機関ごとに異なる符号を利用するなど、個人情報が芽づる式に抜き出せない仕組みとしておるなど、個人情報保護に十分配慮した仕組みとしております。

本法案におきまして、こうした個人情報保護に十分配慮した仕組みが変わることはないというふうに認識をしております。

○宮路委員 まさにこのマイナンバー制度自体が、先ほど来言及しております住基ネット訴訟の最高裁判決で示された基準、情報漏えい対策がいかに確保されているかという点も踏まえてしっかりと制度構築されたものであります。

その一つのポイントは、やはり、集中管理ではない。いわゆる名寄せ、国民総背番号によって国民の情報が全て政府によってコントロールされてしまおうのではないかと懸念、これはやはり、遡れば戦前の治安維持法等々、そうした国民の権利が制限された、思想まで制限されたことの反省に立つて、あるいはその教訓を踏まえ、形作られてきたものであると思いますが、そうした基準をしっかりと満たした上で、法制的にもそしてシステムの的にも、それを担保する形で今マイナンバー制度が構築されているということを、改めて本法案の審議を通じて国民の皆さんにも御理解いただけたらありがたいのではないかなというふうに思っております。

続きまして、先ほどマイナンバーの利用について政府参考人から御答弁をいただきましたが、改めて、先ほど言及いただいたとおり、マイナンバーカード、既に、申請数になります。九千六百万枚を超えたところであるというふうに理解しておりますが、政府として、これだけのカードが、もはや運転免許証の交付枚数を超えたという

ふうにも理解しておるところであります。ただ普及したマイナンバーカードについて、政府として今後どのような場面でマイナンバーカードの利活用を進めていくつもりか、お伺いをしたいと思います。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。

一部、ちょっと先ほどの答弁と重複をしてしまいましたが、まずは行政自身が、先ほど申し上げましたオンライン行政サービスということで、様々な行政手続をオンラインでできるようにということころを順次広げてまいります。

それから、市民カード化と申し上げたようなところで、まさに、例えばデジタル田園都市国家構想交付金でも、避難所の受付管理でございますとか、それから、例えば選挙の投票所の受付管理、これもマイナンバーカード一枚あれば、事前にあつたりなかったりではなくて、ひゅつと行けるでございますとか、それから、公共交通の割引でも、公的な割引が入っているところは、群馬県なんかはやっておりますけれども、マイナンバーカードをかざすだけで、もう自動的に高齢者割引が入った状態で決済ができるでございますとか、様々な形で、行政サービス自身、それから準公共的なところでのサービス自身、広がってきてございます。

それから、先ほども申し上げましたとおり、やはり民間企業に使っていただきたいと。特に、今、オンラインで本人確認を金融機関等がする場合、実は、実は何通りかの方法がございます。これに対する対応コストの問題があるところを、できるだけマイナンバーカードに寄せていけないかといったような話でございますとか、それから、実は、電子通貨やポイントなどで本人確認をする際、こういったものにも使っていけないかということ、法令等を踏まえながらではございますが、自治体や地域の取組、どんな政府としても支援させていただいているところでございます。あくまでも法令と適正な個人情報保護の保護が大前

提ではございますが、できるだけ安心してマイナンバーカードを持ち歩いているようなシーンで使えるように、各省と力を合わせてその普及拡大を支援してまいりたいと思います。

○宮路委員 私も、昨年八月までデジタル田園都市国家構想の担当政務官として、まさに今、御答

弁にありましたとおり、いわゆるこれは自治体の創意工夫によつて、それぞれの自治体の事情に合わせて様々な工夫がどんどん出てきているという状況でありまして、実は、我が地元鹿児島市においても、市長のリーダーシップの下、マイナンバーカードの普及が大変図られまして、それを今後どう使っていくか。今答弁の中にもありました、群馬県において既に高齢者割引、公共交通機関で使われているということがありますが、鹿児島市長も、そういった形で、普及が図られたマイナンバーカードをいかに駆使をして住民のサービスを向上させていくか、市民のサービスを向上させていくかというところを求めているかといううことでありましたので、私も国政の場からそうした動きをしっかり支援していきたいというふうに思っております。

続きまして、本法案のもう一つの大きな目玉でありますマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴つて、健康保険証を二〇二四年秋には廃止をするということですが、既に、私自身、マイナンバーカードを健康保険証として利用して医療機関を受診したことが複数回ありますが、改めて、マイナンバーカードと健康保険証の一体化の目的とメリットについてお伺いをしたいと思

○日原政府参考人 お答え申し上げます。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化についてでございますけれども、まず、カード一枚で医療機関を受診していただきますことで、健康や医療に關します多くのデータに基づいたよりよい医療を受けることが可能になるという点がござ

また、医療機関等におきましても、保険資格の転記、こういったものが自動化できますので、事務負担の軽減、こうしたものに加えまして、安心、安全で質の高い医療を提供するための医療DXの基盤の整備につながるということがございま

また、保険者の方におきましても、過誤請求に係る事務処理負担が減少する、あるいは、健康保険証などに関する事務手続や事務負担が減少するなど様々なメリットがございます。

こうしたメリットを踏まえまして、カードと健康保険証の一体化を加速し、来年秋に、全ての被保険者を対象に発行してきた健康保険証、これを廃止することを予定しているものでございます。

こうした一体化のメリットにつきまして引き続き周知を進めますとともに、丁寧な検討を行いまして、令和六年秋に向けて円滑に移行できますように環境整備をしていきたいというふうに考えてござ

○宮路委員 ありがとうございます。

国民、そして医療機関、そして保険者になりのメリットがあるということ。やはり一番、医療機関に行つて、まず診察の待ち時間があつたり、あるいは支払いにおいて待ち時間があつたり、それがどれだけの経済的な機会損失というかを生んでいるか等を考えると、デジタル化というのは非常に求められる分野であるというふうに思っておりますので、そうしたことをしっかりと周知、理解促進を図つて、マイナンバーカードと健康保険証の一体化というのはこういうことで意味があるんだということを理解していただければ、皆さん、健康保険証、何で廃止されるのという声が聞かれるところではあります。あ、そういうことね、国民全体にとつて、国全体にとつて利益があるんだね、だったら、ということになるんだろ

方についてお伺いをしたいと思います。私がマイナンバーカードを取得したときも、当時、市役所に行つて交付を受けたわけでありすが、何でも本人が行かないといけないの、このデジタルの時代になぜ対面で、忙しい中、場合によつては仕事を休んで役所に行かなければいけないのという声も聞かれるところでありすが、この点について、その必要性、目的をお伺い

○三橋政府参考人 お答えいたします。

マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも安全、確実に本人確認ができるデジタル社会の基盤、いわゆるトラストアンカーとなるツールでございます。したがって、成り済まし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に市区町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て交付することを原則としております。

また、マイナンバーカードに搭載される電子証明書は、アメリカ国立標準技術研究所、NISTと呼ばれておりますけれども、そこが定めます国際基準を参考に策定された政府のガイドライン上、対面で発行することで最高位の保証レベルを実現しているものでございます。

○宮路委員 対面を求めるのは昭和モデルなんじゃないか、デジタル化にそもそも反するんじゃないかという声も聞こえるところですが、実は、これは国際標準に基づいて、最高レベルの安全を確保しているということでもあります。

先ほど来、マイナンバーとしてマイナンバーカードの利用がどんどん図られていけばいけど、金融機関でも本人確認のツールとして使われていくということですから、なおさら成り済ましなどのリスクが高まるということになりますので、成り済ましされることによるリスクが高まるということになりますので、やはりそこは、国際標準にのつとつて最高レベルの安全性を確保するという意味で対面なんだという、この点も、実は余り知られていない点かと思

しっかりと普及、理解促進を図っていただきたいというふうに思っております。

続いて、対面であるがゆえに、障害のある方や、あるいは病氣、病床に伏せているなど、何らかの理由によりマイナンバーカードの取得が難しい方々もいるんじゃないか、一方でそういうことが言われるところでもあります。そうした方々に対してどのようにしてマイナンバーカードを届けていくのか、この点についてお伺いをしたいと思います。

○三橋政府参考人 お答えいたします。

国民の皆様はデジタルのメリットを享受していただけるよう、マイナンバーカードの取得に課題がある方につきましても、円滑に取得していただける環境整備にしっかりと取り組んでいくことが重要と考えております。

令和五年二月十七日に公表されました、デジタル庁、総務省、厚労省の三省庁で進めてまいりましたマイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会の中間とりまとめでは、カードの取得に課題がある方に向けた環境整備につきまして方向性が示されたところでございまして、総務省ではその具体化に取り組んでおります。

例えば、病氣や身体上の障害等やむを得ない理由により申請者が庁舎等に出向くことが困難な場合には、番号法施行令に基づきまして、本人確認書類に基づきまして代理人への交付を可能とする仕組みはございますが、この仕組みにつきまして、より活用しやすいような事務処理要領の改定を行い、活用できるケースの拡充、明確化などを行ったところでございます。

また、代理人を頼めない場合でありましてマイナンバーカードを円滑に取得していただけるよう、市町村職員が施設等に出張し、申請時に本人確認を行うことによりまして、後日、市町村から郵送によりカードを交付することが可能となる出張申請受付を推進することとしております。

今後とも、関係省庁と連携いたしまして、円滑

にマイナンバーカードを取得できる環境の整備に取り組んでまいります。

○宮路委員 地方自治体の協力もいただきながら、かなりきめ細かく、ある意味取得のサポートを行っていただいているということですので、引き続きお願いをしたいと思います。

あわせて、これもまた、対面を求めるがゆえに、どうなるんだろうという点であります。

いわゆる新生児や乳幼児について、生まれたばかりの赤ちゃんを連れていくのところもありまして、恐らく、これまで、さすがに新生児、乳幼児がマイナンバーカードを使う場面はないだろうというようなことも言われておったため、余り論点にならなかったのかもしれませんが、今般、マイナポイントでありますとか、いわゆる公金受取口座とのひもづけがなされれば自治体からの給付に必要なということと、新生児、生まれたばかりの赤子であったり乳幼児についてもやはりマイナンバーカードが必要になるというケースもこれから増えていくというふうに思っておりますが、その交付の手続や様式の見直しを含め、どのように環境整備を行っていくのか、お伺いをしたいと思います。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。

特に、今後、マイナ保険証としての利用でございましてか子供向けの各種給付等にもマイナンバーカードを使っていたきたいということを考えますと、新生児の時点での取得の円滑化は重要な課題だということふうに考えてございます。

このため、新生児への交付や紛失等に対する再交付を対象に、今般、マイナンバーカードの特急発行・交付の仕組みをつくらせていただくこととしてございます。こうしますれば、親等が法定代理人としてということだと思いますが、市町村の窓口で申請をいただき、申請者に直接送付をするということ、申請から一週間以内、最短五日で行くと。

それから、あわせて、御指摘のありました

写真でございしますが、乳幼児でございしますので、今般の法改正により、一歳未満の乳幼児に交付するカードにつきましては顔写真をなくすという形でいいというようなことをお認めをいただければ、実態も、新生児に対して円滑にカードが取得できるようになるというところで検討している、考えているところでございます。

○宮路委員 ありがとうございます。

そうしたしつかりとしたきめ細かい、障害をお持ちの方、あるいは新生児、乳幼児等にも交付ができるんだということをそれぞれの状況に応じて進めていただくことによつて、やはり国民全員の皆さん、希望される方に持っていたただけるカードとして認められていくのではないかなというふうに思っております。

ちよつと視点が変わりますが、もう一つ、今回いよいよかと思つたのが、戸籍の記載事項へ氏名の振り仮名を追加するという点であります。

行政手続においても振り仮名を振ることはあります。役所に行つて、漢字の名前と振り仮名を振っていることはある。あるいは、民間においては、およそ、ほぼ振り仮名の記載を求められることが多かったんですが、振り返ってみると、戸籍にはそもそも振り仮名がないんだという点、ずっと不思議に正直思つていたんです。

いよいよ今般振り仮名が付されることになるというのですが、その趣旨について改めてお伺いをしたいと思います。

○松井政府参考人 お答え申し上げます。

現状、行政機関等が保有する氏名の情報の多くは漢字であり、外字が使用されている場合には検索に時間を要する例が多いところです。また、金融機関等において氏名の振り仮名が本人確認に利用されていることがあります。複数の振り仮名を使用して別人を装い、各種規制を潜脱しようとするものが懸念されています。そのため、行政のデジタル化の推進に当たり、氏名の振り仮名を一意のものに特定し、公証する必要があると

本法律案は、戸籍において氏名の振り仮名を一意のものとして登録、公証し、これを官民の手続で利用可能とすることで、各種情報システムにおける検索や管理等の能率、各種サービスの質を向上させるものであり、デジタル社会における重要なインフラを構築するものと認識しております。

○宮路委員 社会のデジタル化において必要だということ、今般、振り仮名を法定することになったということで、大変よく理解できました。

ただ、振り仮名を収集するというのは、これは一大プロジェクトであると思っております。一億二千五百万人ですか、今、国民がいる中で、その収集方法や氏名の読み方について国民の理解を得る必要があると考えておりますが、見解をお伺いいたします。

○松井政府参考人 お答え申し上げます。

氏名の振り仮名に関しては、戸籍の筆頭者が氏名の振り仮名の届出を、戸籍に記載されている者が名の振り仮名の届出を、いずれも本法律案の施行日から一年以内に行うことができるとしております。

また、この届出がされない場合に備えて、本籍地の市区町村長は、本法律の施行日から一年を経過した日に、住民票において市区町村が事務処理の用に供するため便宜上保有する情報などを参考にして、氏名の振り仮名を戸籍に記載することを予定しております。その前提として、本籍地の市区町村長は、本法律案の施行日後遅滞なく、現に戸籍に記載されている者に対し、戸籍に記載する予定の氏名の振り仮名を通知するものとしております。

なお、氏名の振り仮名については、一般に認められている読み方以外でも、現に使用されている氏名の読み方であれば許容することを予定しております。

この法律案の施行後、全国民から氏名の振り仮名を円滑に収集することは極めて重要であり、そのためには、国民の皆様の理解を得ることが必要

というふうにご認識しております。振り仮名の収集の全体像や許容される読み方のルールについても国民に分かりやすく周知するなど、市区町村や関係府省等と連携しつつ、しっかりと準備を進めてまいります。

○宮路委員 続きまして、マイナンバーカードの記載事項についてなんですが、マイナンバーカードには、氏名、住所、生年月日、性別を記載することになっております。この性別について、昨今、とりわけLGBTQ、いわゆる性的マイノリティの方々からの関心が非常に高まっております。

そもそも、マイナンバーカードに性別を記載する目的は何か、お伺いしたいと思います。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。

番号法上二条七項に、マイナンバーカードには、氏名、住所、生年月日、性別の四情報を記載し、本人の写真を表示することと決められております。

これは、マイナンバー利用事務において求められる本人確認に直接使うということ、それから、カード自体が広く、その他にも本人確認書類として活用されるということを念頭に置きまして、このように規定されているものというふうにご理解しています。

○宮路委員 本人確認とはいえ、大体、氏名と住所と生年月日、これさえあれば、その三つが一致する人というのはほとんどあり得ないんじゃないかなというふうに思います。同じ住所に同じ名前、生年月日も一緒という人がいるのか、そう考えると、性別は本当に必要なのかという点があります。

いずれにせよ、LGBTQ、性的マイノリティの方々からは、そもそも、身体的性別をマイナンバーカードに記載したくない、されたくないという意見がある。私自身、実は総務大臣政務官時代、そうした方々からの要望を受けたこともあります。そうした意見について政府の見解をお

伺いをしたいと思います。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。

マイナンバーカードの券面に性別の記載があることについては、カード創設当初にも関係の皆様から大変御心配の声をいただき、現状、カードの交付時に、性別欄をマスキングできるカードケースを併せて配布をさせていただくという対応が取られております。

しかしながら、まだ、引き続きカード自体に書いてある必要があるのかどうかということについては、本人確認を目的とした重要な事項であるということ、御心配の声があるという両方を踏まえまして、関係者の御意見を伺いながら、今後、引き続き丁寧を検討してまいりたい、このように考えてございます。

○宮路委員 先ほど申し上げたとおり、総務大臣政務官時代、そうした要望を受けたときに、じゃ、何で券面に記載されている必要があるのかと。マスキングでは、そもそも記載されているという事実は変わらないわけでありまして。

そうしたときに、今後、健康保険証として一体化されて、そうした活用が図られるに当たって、身体的性別が分かれるということは、例えば、意識を失ったときに、医療機関に運ばれて、しかし、マイナンバーカードを見ることによって性別が分かることによって、身体的な、女性特有の疾患なのか、あるいは男性特有の疾患が要因なのかといった、実は医療的な必要性もあるんだという説明を受けたときに、なるほどなと思ったわけでは

しかし、今後は、マイナンバーカードからデータを読み取れる機器が、デバイスが普及するわけですから、医療機関にはとりわけそうしたものがあろうから、果たして券面に記載される必要はあるのかという点はしっかりと検討していただきたいというふうに思っております。

続きまして、公金給付の受取を目的として、公金受取口座の登録に関して、登録制度を今回創設

するということの内容の一つになっておりますが、その意義、目的についてお伺いをしたいと思います。

○楠政府参考人 お答え申し上げます。

今般の特例制度は、情報機器の煩雑な操作によらない、簡単な、簡易な登録方法を用意することによって、幅広い世代でより簡単に給付金等を受け取りになることができる基盤を整備するため創設をするものでございまして、特に、御高齢の方の登録の率が若干、ほかの若い世代と比べて低いというようなこともございまして、今回、年金給付受取口座を対象として実施することを想定しております。

本制度の実施を通じて、より多くの方に公金受取口座を登録していただくことによりまして、迅速かつ確実な給付を実現してまいりたいというふうに考えております。

○宮路委員 しっかりと問題意識、ターゲットを明確にして、いわば受取口座の登録が進んでいない高齢者の方々を対象とするがゆえに年金受取口座からの情報でということ、しっかりとその目的、趣旨と手段が一致しているかと思えます、そうしたことをしっかりと周知していくことも大事だと思っております。

というのも、やはり自身の口座を登録することで、国によって口座残高が把握されるのではないかと、あるいは税金が勝手に引かれることになってしまふのではないかとといったような声も、不安の声も聞かれるところであるというふうにご承知をしております。こうした不安について、やはり国は正しい情報の周知に積極的、これは分かりやすく努める必要があると思っておりますが、政府の見解を、大臣、できればお答えをいただきたいと思います。

○河野国務大臣 公金受取口座で登録をいただいた口座、口座番号を登録をいただくわけですが、これは、政府として残高ですとか取引履歴というものを把握することはできませんし、こ

れは受取のための口座ということでございまして、税金その他が何かこちら勝手に徴収されるということとはございません。

そうしたことをしっかりと、様々な方法で周知徹底をして、御理解をいただけるように、しっかりと努めてまいりたいというふうに思っております。

○宮路委員 私は、今回の法案の担当が河野大臣だということを大変強く感じております。やはり河野大臣の発信力というのは非常に大きなものがある。

今回のマイナンバー法改正案については、先ほど来申し上げているとおり、住基ネット訴訟に關わっていた身からして、やはりそうした国民の皆さんの漠とした不安にどう応えていくかというのが大事、肝だというふうに思っております。そういう意味では、河野大臣が、これからも、しっかりとその発信力でもって、法案の趣旨、そして、より活用していただくことがデジタル化のまさに推進する大きなエンジンになると思っておりますので、その点を期待申し上げて、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○橋本委員長 次に、塩崎彰久君。

○塩崎委員 愛媛一区の衆議院議員の塩崎彰久でございます。

今日は、このとても大切なマイナンバー法改正案につきまして、与党質問二番目のバッテリーとして立たせていただきます。

今回のマイナンバー法の改正案でございまして、法案の趣旨のところを見ますと、今回の新型コロナウイルス対応、この経験を通じて、やはりデジタル化、行政のデジタル化の重要性を認識し、一層これを前に進めていかなきゃいけない、こういったことが書かれているわけでございます。

振り返ってみれば、今日は四月十八日でございますが、三年前、この時期、何をしていたかとい

のが、安倍総理が特別給付金の全国一律交付、これを決断した日でございました。一律に一人当たり十万円の給付を行うことを決断いたしました、記者会見でそう述べられた安倍総理大臣。同じ日に麻生財務大臣は、スピード感を持ってこれを進めていくのが大事であるということを宣言されたわけでございます。ほんの三年前でございしますが、まさに第一波の緊急事態宣言の中で、我々それぞれ自宅待機をしながら、いろいろな不安を抱えていたあの時期を思い出すわけでございます。

その結果、特別支援金の交付、どうだったかというところでございますが、残念ながら、二か月たった時点でも支給率が七六％にとどまったという実態がございました。海外では、例えばドイツでは、この同じような支援金の交付が決まって、もう数日以内にデジタルでほとんど全部交付が済んだわけでございます。そうした中で二か月、日本はなかなか前に進まないな、こんな声が聞かれたところでございまして、その大きな原因が、やはりデジタル化が進んでいなかった、それぞれの給付対象者の個人属性と、そして公金の受取口座のひもづけなどが当時はできていなかった、こうした問題がございします。

私は当時、民間の立場でございましたので、弁護士として、政府の新型コロナ対応、特に第一波の対応について、検証委員会の主査をさせていただいておりました。いろいろインタビューをさせていただく中で、当時の加藤勝信厚労大臣、今も大臣でございしますが、おっしゃっていたのが印象的でございまして、やはりデジタルトランスフォーメーションの遅れが最大の課題であったというふうに悔しさをにじませていらつしやいました。

やはり危機対応においては、決定された方針を迅速かつ適切に執行していくというこの政策執行力自体が、方針決定と同じか、それ以上に大事な国の力なんだということを学ばせていただいた経験

験でもございます。

我々の民間臨調の提言の中でも、デジタル基盤の抜本的な強化、これを進めなければならない、提言をさせていただいたのが三年前でございまして、今回こうしてデジタル化を大きく進めていくマイナパー法改正が通常国会で審議に至ったという点について、大変意義のあることだというふうに考えております。

さて、河野大臣にお伺いしたいと思います。三年前のあの時期、マイナパーカードの普及率、まだ一六・四％でございました。まだデジタル庁もなかった時代でございします。そこから、平井大臣、牧島大臣、そして河野大臣と三代にわたって、このマイナパーカードの普及に取り組んでこられました。その結果もありまして、先ほどもお話がありましたけれども、最新の状況ですと、九千六百万枚を超える交付の受付、申請が来ているというところでございます。

河野大臣には、まず、マイナパーカード、ようやく普及が進んできた、でも、まだ二五％ぐらいの方は交付に至っていない、こういった現状について、振り返りと御評価、そして、このマイナパーカードの法改正を通じてどういう社会をつくっていくのか、御所感を伺えればと思います。

○河野国務大臣 おかげさまで、マイナパーカード、累計の有効申請件数が九千六百四十五万枚を超えたところでございまして、もう四人に三人はマイナパーカードの申請をしていただいているということになります。

まだ、施設に入所されている御高齢の方、介助が必要な御高齢の方、あるいは障害のある方、保護者の同伴が必要なお子様、まだまだ、マイナパーカードを取得するための環境整備をしなければならぬ方々が一定程度いらつしやいますので、なかなか、ほぼ全員にというわけにはいっておりませんが、それでも、四人に三人が申請をしていただいているというのは非常に進んだなとい

うふうに思っております。一つはマイナポイント、これは相当効果があったと思います。

また、カードを持つことのメリットというのがやはりだんだんと明らかになってきた。確定申告をやって医療費控除をやられた方、あるいは、ふるさと納税、オンラインで完結をされた方、非常に便利になったというのは体験をいただいたと思いますし、ワクチン接種証明を取るのも、これは簡単になりました。健康保険証として使うことで、医療の情報、薬剤情報、特定健診情報、こ

ういうものも見ることができるようになりました。引越しのオンラインサービスというのもできるようなりましたし、また、今、デジタル庁の方で様々、新しい、マイナパーカードからマイナポータルを経由したサービス、オンラインでキャッシュレス納付ができる、その他いろいろなサービスをこれからリリースしていこうということとでございしますので、非常に便利になるということは認識をしていただいて、それなら申請しようかという方がこれからも増えてくださると思っております。

デジタル庁として、誰一人取り残されないデジタル社会というかけ声の下、行政の手続はもう役所に行かなくてもできる、スマホをなかなか使えない、こなせず役所に行かざるを得ない方にとっても、書かない窓口のように、今まで以上にデジタル技術で便利になる、そういう社会をなるべく早く実現してまいりたいというふうに思っております。

○塩崎委員 ありがとうございます。

まさに大臣がおっしゃったように、私も、自分でマイナポータルを開いてみて、もう忘れかけていた薬剤情報とか、そういった情報が見られるのを見て初めて、ああ、こんなに便利になったんだ。特に私なんて、お薬手帳をすぐなくす人でございします。具体的な利便性、こういったものが口コミで、市民社会の中で広がっていくことによって、ますますマイナパーカードの利用、普及が広がっていくのではないかとというふうに期待

をしています。ところでございます。

ただし、なかなか、まだまだ十分な理解が追いついていないところもあるのかなというふうに感じております。河野大臣御自身も、ユーチューブの動画などで、皆さんの疑問や不安の声を聞かせてください、それに一つ一つ答えていきたいと思

いますと話されていらつしやいます。そこで、私も、今日の質問、大切な法案です。で、質問に当たりまして、事前にSNSなどで、マイナパー法について知りたいこと、疑問に思っていること、こういったことを是非、声を聞かせてくださいということを呼びかけてみました。そうしたところ、大変たくさんのいろいろな御質問、御意見をいただきましたので、今日はちよつとその辺りの声を御紹介をしながら、私の問題意識も含めてお伺いをしていきたいと思

います。SNS、またグループフォームでの御意見の中でやはり圧倒的に多かったのは、情報漏えい、セキュリティに関する御質問でございました。先ほど宮路さんからも質問がありましたけれども、やはり、ここについての関心と、そして、まだまだ十分に理解が行き届いていない点が非常に大きいのかというふうに思います。

代表的な声を御紹介しますと、情報漏えいが心配です、情報保護の機密性がしっかり守られるのでしょうか、個人情報保護のセキュリティは大丈夫か、紛失したり悪用される可能性についてどれだけ安全が守られているのか、こういった質問がございします。

実は、私は、この法案の出る前に、党の部会の中でこんな質問をさせていただきました。私が胸にマイナパーを印刷したTシャツを着て、これで町を歩いたら、これは大丈夫なんですかという御質問をさせていただいたところ、塩崎先生、それは法令に違反するのでやめましょう、こういう御指摘をいただいたところでございます。ここなんですよね。マイナパー、人に見られ

でも大丈夫ですよという説明をしている、けれども、Ｔシャツにプリントしてはいけない。じゃ、本当に大丈夫なのか大丈夫じゃないのか、何でそういう仕組みになっているのか、ちよつとこの辺りの疑問も含めて、改めてマイナンバーについて、悪用されるリスク、そしてその安全性について御説明いただければと思います。

○楠政府参考人 お答え申し上げます。

マイナンバー制度では、制度並びにシステム面において各種のセキュリティ対策を講じておりまして、具体的には、マイナンバーを取り扱う者に対して、情報が保護される仕組みになっているかどうかを事前に確認する特定個人情報保護評価を始めとして、漏えい防止等の安全管理措置を義務づけるとともに、個人情報保護委員会が必要な指導等を行うこととしております。

また、行政機関等の保有する個人情報については、一元管理をせず、各行政機関等で分散管理を行い、情報連携の際にも機関ごとに異なる符号を利用するなど、個人情報がかぶる式に抜き出せない仕組みとすること等、個人情報保護に十分配慮した仕組みとしております。

また、海外においては、番号を盗んだだけで借金ができたりすとか、いろいろな被害があったわけですが、こういった反省を踏まえて、我が国の法制においては、単にマイナンバーが誰かに知られたとしても、本人確認をすることなく番号のみで各種の行政手続や個人情報の閲覧等ができない仕組みとなっておりますので、仮に番号を他人に知られたとしても、個人が直接的に被害を受けることがないように制度設計をされているところでございます。

しかしながら、マイナンバーは、ほかの識別子と比べて非常に識別強度が強くて、情報のマッチングですとか集積した情報の名寄せ等の処理に非常にたけておりますので、その利用範囲を法令又は条例で定められた行政事務に限定するとともに、先ほど述べましたように、制度面、システム

面での各種のセキュリティ対策を講じているところでございます。

Ｔシャツに書いてもお話ありましたけれども、これはＴシャツに書くとか、結局、それが例えば監視カメラに映り込んだりすとか、それを管理する方々にとってもかなり大変なことになってしましますので、できれば避けていただきたいというふうに考えているところでございます。

繰り返しになりますけれども、マイナンバーそのものが他人に見られたり漏れたりしても、これだけでは手続ができないので、悪用というのはかなり難しいと。しかしながら、個人のブログやSNS等で御自身のマイナンバーを公表するといったことは、第三者へのマイナンバーの提供に当たるといっておそれがございますので、法律違反になる可能性があるというふうに御説明をさせていただいております。

また、カードに関しても、恐らく紛失の話等は、マイナンバーカードを念頭にした御不安の話だと思ふんですけれども、マイナンバーカードのＩＣチップに記録される個人情報は、券面に記載されている氏名、住所、生年月日、性別の四情報やマイナンバーなどの情報に限られておりまして、機微な個人情報そのものは記録されておられません。

さらに、マイナンバーカードを利用する場合には暗証番号が必要であり、一定回数間違えるとロックがかかるほか、ＩＣチップから情報を無理に取り出そうとするとチップが壊れる仕組みを採用しておりますなど、高いセキュリティ対策を講じておりまして、カードの紛失、盗難等により個人情報流出するものではないということでございます。

なお、仮にカードを落したり盗まれたりしてしまつた場合でも、二十四時間三百六十五日体制のコールセンターに御連絡をいただくことによりまして、速やかにカードの機能を一時停止することができるようになってございます。

本法案によりまして、こうした個人情報保護に配慮した仕組みが変わるということはないということになりますので、引き続き、個人情報保護に十分配慮した仕組みを維持しつつ、マイナンバーとマイナンバーカードの利活用に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○塩崎委員 ありがとうございます。

マイナンバーカード、マイナンバー自体を知られても、直ちに悪用されるリスクが高いわけではないわけですが、みんながマイナンバーを表示したりすると、いろいろな形で、名寄せされたりとか、そういう社会的なリスクも含めてやめた方がいいということ、よく分かりました。

いずれにしても、マイナンバーをプリントしたＴシャツなんて、そんなにデザイン的にも魅力的でもありませんので、やめておきたいというふうに思うところでございます。

さて、今回のマイナンバー法改正の一つの目玉、先ほど宮路先生からもありましたけれども、健康保険証との一体化でございます。

こどもやはり、アンケートを取りますと、いろいろ御意見があります。一体化されたときにどのようなメリットがあるのか分かりにくいと思ひますという御意見、医療サービスの向上、確定申告の手間の削減など、具体的にどのようなメリットがあるのか、こんな意見をいただいているところがございます。

若干、先ほどの宮路さんの質問と重複しますが、改めてメリットを、利用者側、国民側と、そして病院側、そして保険者、この三者に分けて御説明をいただけますでしょうか。お願いします。

○日原政府参考人 お答え申し上げます。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化についてのメリットでございますけれども、まず、利用される方、患者の方にとつてということでございますけれども、先ほど、健康医療に関する多くのデータに基づいたよりよい医療を受けることが可能となるというふうに御説明させていただきました。

した。

もう少し詳しく御説明させていただきますと、例えば、御自身が使われた薬とか過去の健康診断の結果、こちらを口頭で正確に伝えるというのはなかなか難しい面もございます。これにつきましては、御本人が同意されました場合に、データによって正確に医師などに伝えられるということがございます。

また、薬剤ということで申し上げますと、入院中の薬剤、あるいは院内処方、あるいは別の医療機関やほかの診療科で処方された、そういった薬剤も含めて、情報が医師などに提供されるようになりますので、これを確認していただくことによりまして、より多くの正確な情報に基づいた総合的な診断とか、あるいは重複する投薬を避けて適切な処方が行われる、そういったことが受けられるようになるというところでございます。

それから、それ以外にも、一例で申し上げますと、自己負担限度額を超える支払いが不要になるという仕組みがございますけれども、現在では、これを利用していただくためには限度額適用認定証という書類を取得していただいて、それを持参していただくことが必要でございますけれども、この一体化で、マイナンバーカードで受診いただきますと、こちらがオンラインの資格確認によりまして確認できるようになりますので、こういった書類を持参していただくことは不要ということもでございます。

それから、医療機関等にとりましては、先ほど御指摘ございました、窓口での確実な本人確認ができる、あるいは保険資格の転記、こういったものも自動化できますので、事務負担の軽減が図られますほか、やはり医療ＤＸの基盤の整備につながるといふことがございます。

それから、保険者の方にとりましては、例えば資格喪失の後で被保険者証が利用されてしまう、あるいは被保険者番号の誤記があつて請求がある、そういった過誤請求に関します事務処理負担

が減少いたしますし、健康保険証ですとか、先ほど御説明いたしました限度額適用認定証、こういったものの発行などの事務手続、事務負担が減少する、こういったメリットもございます。

こうした、利用される方、患者の方、それから医療機関と保険者の方、それぞれのメリットにつきまして御理解いただけるように、引き続き、広く御説明、お知らせをしまいたいというふうに考えてございます。

○塩崎委員 ありがとうございます。

国民、病院、そして保険者、様々な方面において非常に大きなメリットがあるということがよく理解できました。

いづれにしても、このマイナンバーカードの普及というのは、今政府が進めようとしているデータヘルス改革、これは工程表も決まっていますけれども、これを進めていく上での一丁目一番地、本当に大切な基盤になってまいりますので、しっかりとこれを進めていくことを通じて、国民の皆さんに便益が共有されるというというふうに思っております。

ただ、やはり、アンケートを取っていると、実はまだ使えないんですという声が結構あるんですね。いただいた御意見ですと、例えば、マイナンバーポイントをつけてカードを発行してもらっていますけれども、病院とか薬局ではまだ使えないところが多いという御意見をいただいたり、個人病院、こういったところでは対応ににくい、こういった声、恐らく医療提供者の方じゃないかと思えますけれども、いただいています。実際、マイナンバーカードを現場で使おうと思うと、顔認証

つきのカードリーダーを設置しなくちゃいけない。でも、それだけじゃなくて、当然、職員のトレーニングもしないといけないですよね。ここが結構負担だという声も聞いております。

やはり、特に個人経営の御高齢の先生とかだと、なかなか、こういったものが現場で大きな負担になっている、また、せっかく入れたリーダーも全然顔を読み取ってくれないんだ、こんなお叱

りの声もいただいております。

では、実際、今どれぐらい現場に導入されているのか、ちょっと調べてみますと、結構、都道府県によって、地域によって違いがあるなというふうに感じております。例えば、四月時点の最新のデータを見ますと、私の出身の愛媛県とかですと九〇％以上、もうこの運用がスタートしていますというところで、かなり高いわけでございますが、他の都道府県では、例えば七〇％台の地域もあつたりして、確かに、こういった地域では、せっかくカードを持っていったけれども、済みません、使えないので保険証を持っていますか、いや、保険証は持ってきていていませんよ、じゃ、もう一回持ってきてくださいとか、こんなやり取りが容易に想定されるわけでございます。

これは元々、制度設計上は四月までに、こういう顔認証つきのリーダーとか、こういう設置を完了するという予定だったと思っておりますが、こういった病院側のシステム導入の状況、そして、これを進めていくためのサポート体制について伺いできればと思います。

○日原政府参考人 今御指摘ございました、マイナンバーカードによる医療保険のオンライン資格確認についてでございますけれども、本年四月一日より導入が原則として義務づけられてございまして、直近四月九日時点で申し上げますと、義務化対象施設の約七三％の医療機関、薬局で運用が開始されてございます。

他方、令和四年度末時点でやむを得ない事情があるという保険医療機関、薬局につきましては、導入義務の経過措置を設けてございます。また、導入支援のための財政措置の期限も延長してございます。

具体的に申し上げますと、システム整備が間に合わない医療機関等につきましては、遅くとも本年九月末までの経過措置を設けておりまして、直近の導入ペースなどを踏まえまして、本年九月末までに義務化の対象となっている全ての医療機関等がオンライン資格確認を導入することは十分に

可能というふうに考えてございます。

この導入促進のために、システム事業者などに更なる導入加速化を促しておりますほか、ただいまお話のございました医療機関などにおきますシステム改修経費等、こうしたものにつきましては、昨年、この補助を拡充させていただきましたところでございます。更に導入の加速化、確実な導入に向けた支援に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○塩崎委員 ありがとうございます。

さらに、今回、この法改正を通じて、いろいろ先ほど河野大臣おっしゃられましたけれども、まだマイナンバーカードの交付申請、そういった、事が進んでいない方々への普及についての取組も挙げられています。その一つとして、郵便局でこういった申請を受け付けるようなことができるということに今回法改正でなるわけでございます。

実際これはどうなんですかということで、地元郵便局長さんなんかにお話を伺いました。そうすると、皆さん、おおむね非常に歓迎していらつしゃるといふことで、やはり、郵便局がそういう地域のデジタル化を進めていくときのハブ機能になつていくということについて、前向きに取り組まれようとしているみたいでございします。特に、離島に住んでいる方とかにとつては、毎回市役所まで行ってこの申請をしたり交付を受けたりする、なかなか大変だったりしますので、こういったことについては歓迎ということだと思ひます。

ただ、一方で、少し分りにくいのは、去年の七月とかの頃には、携帯ショップでも交付申請ができていたような、こういう発表があったりされていましたが、こういった今までの取組と今何が変わるのか、郵便局でどういった事務を行つて、どういった事務は行わないのか、この辺りについて、改めて総務省より御説明いただければと思います。

○三橋政府参考人 お答えいたします。

マイナンバーカードは、対面やオンラインで安全、確実に本人確認を行うためのツールでござい

まして、成り済まし等による不正取得を防ぐために、申請時又は交付時に市区町村の職員による厳格な本人確認を経て交付することを原則としております。

今回の郵便局事務取扱法の改正は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を加速した上で、令和六年秋に健康保険証の廃止を目指すという方針を受けまして、カード取得環境整備の一環として、市町村が指定する郵便局と市町村とをビデオ会議システムを用いてオンラインでつなぐことにより、郵便局におきまして、カード取得に必要となる本人確認が可能となる交付申請受付等を行えるようにするものでございます。

具体的には、郵便局におきまして、郵便局員は、交付申請書及び本人確認書類の受付や、それらのデータの市町村への送信、交付申請書のビデオ会議システムを用いる端末への誘導やシステムの操作、市町村との連絡などを行ひまして、市町村職員は、交付申請書に記載されたマイナンバー及び氏名等の個人識別事項と住民台帳に記載されている情報との照合による実在性の確認や、交付申請書の顔写真とビデオ会議システムで表示される交付申請者の顔映像との突合及び本人確認書類に基づく本人性の確認を行うこととしております。

このように、市町村と郵便局が適切に連携することによりまして、郵便局におきまして、市町村の役所で対面で行うのと同程度の本人確認を行うことができるものと考えております。

○塩崎委員 ありがとうございます。

やはり、御高齢の方とか、なかなか市役所まで行つたりするのは大変だという方もいらつしゃると思ひます。御近所の郵便局でこういった事務ができるということになれば、更にカードの普及が広がるのではないかと思います。

もう一つ、いただいている質問で多かったのは、もう物理的なカードじゃなくて早くアプリ化せぬかいということでございます。スマートフォンでできた方が、カードをなくしたり、忘れ

たり、悪用されたりするリスクも少ないんじゃないか、こういうもつともな御意見でございます。
これは、今伺っているところでございますと、アンドロイド携帯については、ほぼ導入のめどが立ったということで、今進んでいるというふうに理解しておりますけれども、一方のiOS、iPhoneについては、これはまだ検討中というかなかなかこういうタイミングでアプリ化できるのが、まだ少なくとも発表されていないのではないかと今ふうに思います。

これは今、なぜ少し時間がかかっているのか、そして、アプリ化に向けてのスケジュール感、取組、こういった点についてデジタル庁にお伺いしたいと思います。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘いただいておりますとおり、スマホ搭載が進みますと、一々マイナナンバーカードをかざさずスマホから直接手続ができるようになりますし、ケースと、本人の御希望によつては、四桁のパスワードを打たずに携帯電話が持っている生体認証で済むということでは、使い勝手は相当よくなるのではないかと今ふうに考え、鋭意進めているところでございます。

具体的には、お話ありましたとおり、アンドロイド携帯につきましては、まず、五月十一日に、本人確認サービスをスマホでできる。これは、カードをお持ちの方であれば、市役所に行かなくても、御自身のスマホでも手続ができますので、そういった形でサービスを始めたいと思っております。

ただ、例えば、コンビニ交付でございますとコンビニの端末で、銀行のオンライン口座開設である銀行側のシステムで、更に改修が必要な部分がございますので、そういった付加的な部分につきましては、順次サービスを追加をしていくということを考えてございます。

なお、御関心いただきましたiOSへの対応についてでございます。大変恐縮でございますが、秘密保持契約の関係がございまして、詳細はしゃ

べれませんが、政府全体を挙げてアップル社への働きかけは続けておりまして、おかげさまをもちまして、随分、先方も真摯に今話を、前向きに、具体的な設計の内容を進めているところでございます。

期日等のお約束ができる段階にはまだございませんが、両方とも前向きに、できるだけ早期にということ、今交渉作業が続いているということ、御報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○塩崎委員 ありがとうございます。

今鋭意交渉中ということでございますので、こうやって委員会でもいろいろ議員からうるさく言われているんですということなども是非交渉材料として使っていただきまして、一日も早い導入をよろしくお願いいたします。

今回、マイナナンバー法改正ということで、目的は行政のデジタル化なわけでございます。この行政のDXを進めていく上で、もう一つやはり、マイナバーの普及というのは、これは基盤でございますが、その実装のところでは、これからはAIの利活用、特に行政分野での利活用というのが大変大きなテーマになってくるのではないかと今ふうに考えております。

先般、自民党では、AIの進化と実装に関するプロジェクトチームで四月に、AIホワイトペーパー、こちらを發表させていただきました。正式な党の提言として政調でも御承認をいただきました。

こちらの中では、特に今、チャットGPTなどで、非常に我々の働き方や社会の在り方に大きな影響を与え始めている対話型のAI、生成系のAI、こういったものに對して、日本が国としてどういうふうに対応していくのか、こういったところについての提言をしております。

やはり先行する海外の技術、こういったものを徹底的に利活用しながら、国内の人育成なども並行して進めていくべきではないか、そして、AIがもたらす、特に行政分野であれば行政サビ

スの質の向上とそして効率化、この両立を目指していくような、そういう使い方を通じて社会課題の解決にも通じるのではないかと、こういうことを考えているわけでございます。

一方で、世界では日本とは大分温度感が違うというようなことを、先日来日したサム・アルトマン、オープンAI社の社長もお話をされていらつしゃいました。例えばイタリアでは、チャットGPTを一律禁止する、何が起きるか分からない、やはり禁止しましょう、プライバシーの問題があるかもしれない。又は、アメリカでは、イーロン・マスクさんなどを始めとして、人類を滅ぼす危険がある技術については研究を一律止めるべきじゃないか、こんな動きもあって、世間をにぎわしているところでございます。

今日は総務省から国光政務官に来ていただいております。

まず、AIホワイトペーパー、こちらについて、もしかしたらお読みいただいているかもしれない、私自身も、我々としては、何か起こるかもしれない、怖いから一律禁止をするとか、又は、将来何か起きるかもしれないので研究を全部止めるとか、こういったアプローチというのは、せっかくのAIのもたらす社会的な便益、こういったものを損ねてしまう行き過ぎた規制ではないか、しっかりとイノベーションを促進しつつ、リスクについては適切なガバナンスを利かせていくべきではないかというふうに考えておりますが、政務官のお考えを伺えたらと思っております。

○国光大臣政務官 お答えをいたします。

塩崎委員におかれては、AIホワイトペーパーを事務局長のお立場で、二十ページ近くにもわたる、本当に塩崎委員の国際弁護士としての御知見、豊富な御経験を基に作成されたものと承知をしております。

御指摘がありましたように、昨今の生成系AI、開発の振興や利活用、そして規制、いずれも非常に重要な点でございます。このホワイトペーパーに取りまとめられている指摘、様々な本

によく御指摘をいただいている部分を踏まえて、総務省でもしっかりと対応してまいりたいというふうに思っております。

また、特に今月末、G7のデジタル経済大臣会合がございますので、その点でも、まさに開発の振興、利活用の推進、適切な規制、この三本をしっかりと重要と掲げた、信頼できるAIの推進ということ、これを掲げ、議長としても議論を主導してまいりたいと思っております。

○塩崎委員 ありがとうございます。

まさに、これから始まりますデジタル大臣会合、デジタル会合、技術会合、こういったところで、AIにつきまして、議長国として、是非主導するような議論を進めていただければというふうに思っております。

その中で、やはり、元々欧州に入っているGDPRと言われる個人情報保護の仕組み、これは情報の取得の段階で同意を取らなければいけないという、世界の中でも非常に厳しい、そういう規制になっているわけでございますが、それと日本の個人情報保護法というのは、そもそものたてつけにおいて異なっているわけでございます。日本の場合には、取得時点においては、要配慮個人情報、特にセンシティブなもの以外は、同意なく、きちんと利用目的さえ公表していれば、取得していいということになっておりますので、欧州又は米国、こういった議論に流されることなく、やはり今、AIの分野で日本はしっかりと利活用してリードしていける、そういった立場にあると考えておりますので、是非、G7会合におきまして、松本総務大臣、またデジタルの河野大臣などと連携をしていただきまして、日本としての戦略的な議論をリードしていただきたいというふうに考えているところでございます。

ということで、本日は、マイナナンバー法改正、そしてAIの利活用について、るる御質問をさせていただきます。

本日に、コロナから三年たちましたが、最初に申し上げた我々のコロナ民間臨調の報告書の中で

は、この第一波は収まったとしても、また同じような波はやってくるかもしれない、同じ危機はやってくるかもしれない、そのときに大切なことは、やはり学ぶことをしっかりと学ぶということ、喉元過ぎたら熱さを忘れる、こういうことがないようにすること、こういったことを掲げさせていただきますところでございます。

まさに、その後、第二波だけでなく、三波、四波、第七波までやってきている、そういった中で、しっかりと我々として、デジタル敗戦と言われたこともありましたが、決してそんなことはないと思います。そういつた過去の反省を生かしながらデジタル化を進めていく、その大切な一歩として、今回のマイナンバー法改正、是非ともしっかりと成立をさせていただきたいというふうに思っております。

皆様のこれまでのお取組、御尽力に感謝と敬意を申し上げまして、私からの質問を終えさせていただきます。

どうもありがとうございます。

○橋本委員長 次に、興水恵一君。

○興水委員 公明党の興水恵一でございます。

本日は、質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。心より感謝を申し上げます。

早速でございます、質問の方に入らせていただきます。

まさに今日、高齢化や人口減少に伴う労働人口の減少、これが国民生活を支える様々なサービスの現場に深刻な影響を与えていることと思います。特に公共サービスにおいても人材不足は深刻、一方で、国民のニーズが多様化、複雑化する中で、迅速かつ的確に業務を進めるためには、行政のデジタル化というのは必要不可欠であるというふうに思います。

そこで、今回はマイナンバーカードの利活用の促進ということが進められるわけでございますが、まさにこれによって便利で効率的な行政サービスを展開をしていただきたい、このように思っ

ているところでございます。

そこで、初めに、マイナンバーカードとスマートフォンなどを活用して公的個人認証により様々な行政手続を可能にすることで、自治体の職員の負担軽減や省スペース化も図りながら、行政を更によりコンパクトで効率的にしていけることが大事だと思いますが、まさにその中で、書かない窓口あるいは行かない窓口、この推進について具体的にどのような取組を進めているのか、お聞かせ願えますでしょうか。

○山本和政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、少子高齢化に伴う人口減少が進む中で多様なニーズに対する行政サービスの提供をしていくためには、自治体行政事務のDXを進めまして、行政の業務の効率化が求められているものと考えます。

まず、書かない窓口の取組でございます。

これは、住民にとっては、窓口を何か所も回らず、何度も同じことを書かず、とても便利になったと実感していただけるものと考えます。また、自治体職員にとりましても、庁内の情報を活用することでの入力作業の削減等による業務の効率化につながることでありまして、デジタル化による住民の利便性向上及び自治体の業務効率化の好事例としてその横展開が始まっているところでございます。

この書かない窓口につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金での支援に加えまして、デジタル庁といたしましても、自治体が新たに導入する際に必要な業務の見直し、BPRをサポートするアドバイザーの派遣を間もなく開始いたします。また、必要となる機能であります窓口DXSaaSのガバメントクラウド上での提供を本年夏以降に開始していくよう準備を行っているところでございます。

次に、行かない窓口に関してでございます。マイナンバーカードの普及に伴いまして、多くの行政手続がスマートフォンで完結し、どこからでも手続をできるようにすることは、まさにデジ

タル社会の目指すところでございます。マイナンバーカードでのオンライン申請等の行かない窓口の推進も視野に、デジタル庁といたしまして、自治体業務見直しのサポートを進めてまいる所存であります。

誰もが便利なデジタル社会の恩恵を受けられるよう、関係省庁及び地方自治体とも連携して進めてまいります。

○興水委員 どうもありがとうございます。是非積極的に推進をしていただければと思いますので、よろしく願っています。

そして、このような形でデジタル化が進んでいく。各省庁において、様々な申請や情報連携について、まさにオンライン化が加速します。

そして、デジタル先進国と言われているデンマークなんですけれども、国、地方自治体別、さらにサービス提供主体別にそれぞれ異なるポータルサイトはあるんですけれども、しかし、アクセスする窓口、それが一元化されているというか、いろいろなレイアウトとかデザインが一元化されて、分かりやすくされているということでございます。

まさに我が国においても、各省庁や機関や自治体等での業務のデジタル化において、様々な手続や情報共有を公的なアプリやウェブにおいて行う場合の一貫性のある操作性や操作デザインなど、利用者目線に立つて仕様を統一することも非常に有意義だ、このように思います。

そこで、国民の皆様がオンライン手続などを行うマイナンバーの操作性や情報、レイアウト等の統一についで、当局の見解をお聞かせ願えますでしょうか。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。

まさに、マイナンバーは様々なオンライン手続の入口として共通にお使いいただくものでございまして、まず第一に、御指摘の操作性、絶えざる改善が必要な分野というふうに思っております。

現状でも、これまで批判のあったページに対し

まして、見つけるをサポート、調べるをサポート、忘れないをサポートという入口から、見つけるの中を見つけたと、出産する、海外に行く、引越しをする、かなり直感的に分かりやすいインターフェースに変えつつあるところでございますが、引き続き、様々な方の声を聞きつつ、改善をしてまいります。

それからもう一つ、御指導いただきましたとおり、ポータルから先はそれぞれの自治体であつたり省庁であつたりという面がございます。特に自治体の関連、そもそも入力項目がばらばらとか、求めているものが違うじゃないかといったような御批判もございます。

最終的にはそれぞれのシステムはそれぞれの機関でお作りをいただくしかないんですが、デジタル庁の方では、標準的な入力項目の画面というものを用意をさせていただいて、極力こういったものを使ってくださいといったようなところを勧めさせていただきながら、御指摘いただいた一貫性ということについても、できるだけちゃんと進めていけるように取り組んでまいります、こんなふうに考えているところでございます。

○興水委員 どうもありがとうございます。是非よろしく願いを申し上げます。

次に、戸籍等への振り仮名名の記載について伺います。

戸籍等への振り仮名名の記載は、氏名の読み仮名が個人を特定する情報の一部であるということを確認にし、情報システムにおける検索及び管理等の能率、さらには各種サービスの質を向上させる点で大変に意味のあることであるというふうに思います。

令和二年、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う十万円の特給金の支給の際に、住民票の氏名と片仮名で表記されている銀行口座の氏名の確認などに手間を取った経緯があると思いますが、戸籍等への振り仮名名の記載があれば、その確認などもスムーズであつたと思います。

戸籍等への氏名の振り仮名名の追加の手順は、

書面又はマイナポータルによる氏名の振り仮名を本籍地市町村にまず届出をして、その上で、本籍市町村と住所地の市町村との連携の下、戸籍、住民票、マイナンバーカードへの記載と、また、署名用の電子証明書に記録をするというふうに伺っております。

ここで、この具体的な進め方なんですけれども、この法律の公布後二年以内の政令で定める日から届出ができるということなんですけれども、私はもうこれはできるだけ早く進めていくことが必要かなというふうに感じているんですけれども、この二年以内、そういう時間を要する理由についてまずお聞かせ願いたい。また、具体的にひとつ、一定の期間が過ぎても氏名の振り仮名の届出がない方へどのような対応がなされるのかについても、併せてお聞かせ願えますでしょうか。

○松井政府参考人 お答え申し上げます。

本法律案のうち、氏名の振り仮名に関する部分の施行日は、公布後二年を超えない範囲内において政令で定める日としております。

氏名の振り仮名に関する規定の施行に当たっては、国民に与える影響を考慮すると、氏名の読み方のルールのほか、現に戸籍に記載されている方に対する戸籍に記載する予定の氏名の振り仮名に通知や、市区町村が戸籍に記載した振り仮名についての変更の届出の系統など、十分な周知を行う必要がございます。また、市区町村の窓口対応に向けた事前準備を入念に行う必要もあるほか、市区町村における必要なシステム整備のための準備期間も十分に確保する必要があります。これらを踏まえ、施行日を公布後二年を超えない範囲内において政令で定める日としたものでございます。

本法律の施行日から一年以内に氏名の振り仮名の届出がなかった場合につきましては、本籍地の市区町村長は、住民票において市区町村が事務処理の用に供するため便宜上保有する情報などを参考にして、あらかじめ本人に通知をした上で、氏

名の振り仮名を戸籍に記載することとしていきます。さらに、この振り仮名が現に使用しているものと異なる場合には、一度に限り、家庭裁判所の許可を得なくても、届出により変更することも可能としているところでございます。

○興水委員 どうもありがとうございます。丁寧に進められるということで、よく分かりました。続きまして、今法案にあります公金受取口座の登録促進のための特例制度につきましてお伺いを申し上げます。

この特例制度は、デジタルに不慣れな方への公金受取口座の登録の促進を目的に、公金を給付している行政機関から受給者に対して、書留郵便等により口座情報等の登録に対して同意か不同意の回答を求めた上で、同意の回答をした方と、一定期間内に回答がない方の登録を可能とするものであると認識をしております。

この公金受取口座の特例制度について、年金受給口座を想定していることで伺っているんですけれども、今後、例えば児童手当の受取口座など、その具体的な対象の拡大の意向はあるのか、また、拡大をする場合に、その際の手続などはどのようなになっているのかについてお聞かせ願えますでしょうか。

○楠政府参考人 お答え申し上げます。

今般の特例制度について、現時点において、年金受給口座以外のほかの公的給付の受取口座を対象とすることは想定をしております。あくまで、特に八十代以上の高齢の方々がなかなか御自分でスマートフォンで手続をするということは難しいということ、そういった世代の方々というのはおおむね年金でもってカバールことができるというふうに考えておりました。対象の拡大につきましては、この特例制度を踏まえた登録状況を勘案して検討してまいることになるかというふうに考えております。

なお、仮に対象を拡大する場合につきましては、口座番号等を保有する給付制度の所管省庁と密接な調整が必要となるなど、デジタル庁の裁量

で対象の拡大が可能となるものではございません。今回、年金につきましても厚生労働省と密接に連携をして取り組んでおるところでございます。また、対象となる給付の受給者を始めとした国民の理解を得つつ、この意思決定を行う必要があるというふうに考えております。

具体的な手続につきまして現段階で確たることを申し上げることはなかなか困難なところでございますけれども、例えば、閣議決定文書において方針をお示しすることでありましたり、あるいはパブリックコメントを実施するといった形で、政府として丁寧な手続を踏んだ上で進めてまいらる必要があるというふうに考えております。

○興水委員 どうもありがとうございます。

今回、マイナンバーの利活用範囲も広がった、マイナンバーカードの利用促進ということ、様々な不安の声もあるんですけれども、実際、目的は、それぞれの、例えば厚労省の業務とか国土交通省の業務とか、その現場の利用目的が明確になった上で、そこを連携しながら丁寧に進められるということ、よく理解をさせていたできました。ありがとうございます。

続きまして、マイナンバーカードの保険証との一体化というのがあるんですけれども、この保険証との一体化というのは、マイナンバーカードと保険証番号の連携ということであると思っております。そこで、既に、マイナンバーカードと保険証番号の連携では、紙の処方箋を電子化している電子処方箋というのか、これがもうスタートしているものだと認識をしております。いわゆる、医療機関と薬局の間で患者の薬の情報をオンラインでやり取りをしていくということでございます。これはもう既に運用が始まっている状況と伺っております。

医師や薬剤師が、患者一人一人のデータを参照して、薬の重複を防いだり、飲み合わせが悪い薬を避けたりできるメリットがある。さらに、かかりつけ薬局の薬剤師に薬の悩みを相談し、解決策をアドバイスしてもらう機会も増えるように思

ます。電子処方箋管理サービスのサーバーに管理されている医師の処方箋や薬剤師による調剤情報は、マイナンバーカードによる個人認証を得て、マイナポータルにて確認ができる、このようにも伺っております。

ここで大切なことは、より多くの方がこういったものを利用していただくことが重要だと思っておりますが、そこで、まさに先ほどのデザインに関連するんですけれども、見やすさ、分かりやすさというものにしっかりと取り組んでいく必要があると思いますが、具体的にどのような取組がなされているのかお聞かせください。よろしく願います。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。

私自身も、現行ポータルで探すと、「わたしの情報」があります、その次に、医療、診療、健康何とかというところを探します、その次に行くという今度はブルダウンスメニューがありまして、どれを選ばんですか、何年何月から何日のですか、こういうところを選んで、その結果やと結果が出てくる、こうなっているのが現状でございます。

先行改修してリリースしていますアルファ版では、「わたし」というタブがございます、私について調べる「わたし」のタブに行く。そこに行くともう直接、「薬」、「医療費」、「予防接種」というのが書いてありまして、「薬」というのを押していただとそのまま薬剤情報が出てまいります。こういった形での改修をどんどん続けて、より使いやすいマイナポータルを目指してまいります。い、このように考えてございます。

○興水委員 ありがとうございます。

一方で、そのマイナポータルの情報を民間サービス事業者と共有をしながら様々なサービスも展開される、このように伺っておりますが、まさにそうやって、自分で見るよりも、民間のサービスを活用して、よりうまく表現していただいて、自分の生活に合った情報をタイムリーに入手できればいいのかと思いますけれども、具体的に今後どのようなサービスの展開が想定されるのか、お

聞かせ願えますでしょうか。

○山本(史)政府参考人 お答え申し上げます。

電子処方箋の処方情報につきまして、マイナポータルを通して、電子版お薬手帳やその他の健康アプリなど民間事業者の提供するサービスでも閲覧、活用することを可能としております。

これらの電子版お薬手帳などの民間のサービスにマイナポータルから得られた電子処方箋情報を取り入れることで、患者さんが自ら記録する一般用医薬品、あるいは要指導医薬品といった情報やお薬の副作用情報などと併せまして一元的な服薬情報の管理が可能となり、患者さんにとっても更なる利便性向上や健康増進につながるものと想定をしております。

なお、厚生労働省におきましては、本年三月末に、お薬手帳を運営する民間事業者等におきまして対応が必要となると考えられます事項をまとめた電子版お薬手帳ガイドラインを策定いたしました。その中で、マイナポータルとのAPI連携を電子版お薬手帳サービスとして最低限必要な機能として位置づけております。

患者さんの利便性や健康増進に資するよう、引き続き民間事業者によるサービス開発も積極的に促進してまいりたいと考えております。

○奥水委員 どうもありがとうございます。国民の皆様は利便性と健康増進にしっかりとつながるような、そんな取組を進めていただければと思います。

このような形でデジタル化が進む中でございますけれども、社会のデジタル化が進展し、個人が保有される様々な情報のあらゆる場面での利活用が進む中では、その安全性を確保し、個人情報保護を適切に保護する取組の強化も求められているところだと思えます。情報通信技術の一層の発展により、それに伴う様々なサービスが登場する中で、不正アクセスの巧妙化など、個人データや個人情報を取り巻く環境は大きく変化をしています。

個人情報保護委員会では、マイナンバーによりアクセスできる情報を含む個人情報行政機関等

や事業者等において適正に取り扱われるよう、指導助言、検査等を適時適切に行うとしております。

そこで、国民の最も身近なところで行政サービスを提供する地方自治体等に対して、個人の情報保護についての指導助言、検査等が具体的にどのような行われるのか、お聞かせ願えますでしょうか。

○山澄政府参考人 お答え申し上げます。

私ども個人情報保護委員会では、地方公共団体等に対する監視・監督方針というのを定めてございます。

それによりまして、計画的に地方公共団体等に対して実地調査、立入検査を行いまして、規定ですとか、組織体制の整備状況ですとか、あるいは端末及びサーバーの管理等の状況なども含めまして、ガイドラインを我々は別途定めておるんですけれども、ガイドライン等々の遵守状況を確認したいしまして、もし、ちょっと至らないとか、必要に応じまして指導助言というものをを行うとともに、改善が確認できるまでフォローアップをきちつとやってございます。

それで、マイナンバーにつきましても、漏えいその他の事態を発生させるリスクの分析等というのを地方公共団体等自らに実施していただきまして、具体的な対策を講ずるための特定個人情報保護評価制度というものを我々は運用しておりますので、そのような取組を今後ともきちつとやっていきたいと思っております。

○奥水委員 ありがとうございます。

また、個人情報保護委員会では、官民の幅広い主体による地域や国境を越えた個人情報等の取扱いについて、保護及び適正かつ効果的な活用の促進のための取組を推進していると同っております。デジタル社会の進展により、個人の様々な情報を利活用し、新しいサービス等を創出し、人々に新たな価値を提供することも期待される中、まさに、保護と、適正かつ効果的な活用の促進の取組の両立が重要であると思えます。

ここで、個人情報保護法は、自己情報コントロール権を保障するものでも、個人の情報の活用、利活用を制限するものでもなく、個人情報に基づいて個人の評価や選別が行われるなど、個人の権利や利益が阻害されることを防ぐものと考えてよいのか、見解をお聞かせください。

○山澄政府参考人 お答え申し上げます。

まず、委員御指摘ございました、言及がございました自己情報コントロール権というものを少し申し述べますと、その内容ですとか範囲及び法的性格に関しまして様々な見解がございます。明確な概念として確立しているものではないというのが私どもの認識でございますが、その上で、私どもが所管しております個人情報保護法の第一条というものにおきまして、個人情報保護法の目的につきまして、若干省略させていただきますけれども、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする」というふうに明記してございます。

個人情報保護委員会といたしましては、デジタル社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大していることを踏まえまして、個人情報の有用性にも十分配慮しつつ、個人の権利利益の保護がしっかりと図られるよう適切に対応してまいりたい、こう考えてございます。

○奥水委員 ありがとうございます。

個人情報について、最後、もう一回、もう一点だけ確認をさせていただきたいんですけれども、個人情報保護法において、いわゆるプロフィールリングといった、本人から得た情報から本人に関する行動、関心等の情報を分析する場合、事業者は、どのような取扱いが行われているかを本人が予測、想定できる程度に利用目的を特定しなければならぬとされておりますが、提供元では個人データに該当しないものの提供先において個人データになることが想定される個人関連情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認も義務づけられております。

そんな中、AI、ビッグデータ時代を迎え、個人情報の活用が一層多岐にわたる中、事業者が本人の権利利益との関係で説明責任を果たすと同時に、柔軟にデータが利活用できる環境整備も必要だと思えます。

そこで、本人の予測可能な範囲内での厳格な利活用と、本人がデータの利用を明確に許可しない場合の柔軟な活用など、個人データの利活用における本人の確認の在り方についてどのような整理がなされているのか、現状と今後についてお聞かせ願えますでしょうか。

○山澄政府参考人 お答え申し上げます。

委員御言及がございました点、若干ちよつと重複いたしますが、整理申しますと、個人情報保護法におきまして、個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たって、利用目的をできる限り特定し、その利用目的をあらかじめ公表している場合を除きまして、速やかに、本人に通知したり、又は公表しなければならないという規定がございます。

また、個人情報取扱事業者は、個人情報の目的外利用ですとか第三者提供等を行う際には、原則として、あらかじめ本人の同意を得ることが必要とされてございます。

こうした本人への通知、公表、同意の取得に当たっては、個人情報取扱事業者の事業の性質及び個人情報の取扱状況にに応じ、合理的かつ適切な方法によって行わなければならないということをガイドライン等で明記しておるところでございます。

他方で、別途の法令に基づく場合ですとか、公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進のために必要な場合であつて、本人の同意を得ることが困難な場合ですとか、学術研究機関等が学術研究目的で取り扱う必要がある場合等々におきましては、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人情報の目的外利用や第三者提供等を行うことができるというふうに定めてございます。

私ども個人情報保護委員会といたしましては、こういうような規定の適切な運用等を通じまし

て、今後とも、個人情報等の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護というものを図ってまいりたい、こう考えてございます。

○奥水委員 どうもありがとうございます。適切な取組をよろしくお願いを申し上げます。

デジタル社会におけるサイバー空間は、誰もが関わる共有の、公共の空間となつてまいりました。現実の社会と同様に、安全の確保が重要であると思います。

このような状況を受けて、警察庁にサイバー警察局とサイバー特別捜査隊が設置されました。社会のデジタル化が進む中で、国民が安心して日常を送るために、このサイバー警察局には、サイバー犯罪等の捜査だけではなく、被害の未然防止や拡大防止に向けた取組も求められていると思います。

サイバー空間においては、新たな技術やサービスを悪用した犯罪が次々と出てきます。これらを的確に見つけ出し、迅速に対処していくためには、高度な知見や技術を持った人材育成や確保、また最新のAI等を活用した分析や解析用の資機材の整備も必要かと思いますが、サイバー警察局の人員体制等の現状と今後についてお聞かせください。

○大橋政府参考人 お答え申し上げます。

警察庁においては、高度化、複雑化するサイバー事案に的確かつ機動的に対処するため、人的、物的基盤の強化のための各種取組を推進しているところでございます。

警察のサイバー人材につきましては、全国で約二千七百名がサイバー部門の業務に専従しており、高度な知見と豊富な経験を有する人材を多数擁しております。これらの職員につきましては、学校教養に加え、実践的な捜査演習や事案対処訓練、民間企業や学術研究機関への派遣等による人材の育成にも努めているところでございます。

また、必要な資機材については、例えば、遠隔で解析を可能とするシステムの整備や、AIの活用等による不正プログラムの解析の高度化、効率

化を推進するなど、先端技術の導入等についても取り組んでいるところでございます。

引き続き、人的、物的基盤の強化を推進し、対処能力の向上に努めてまいりたいと考えております。

○奥水委員 どうもありがとうございます。

世界的規模で発生している、ランサムウェアによる、コンピューターなどのデータ暗号化をして、元に戻すことと引換えに身の代金を要求する犯罪などは、サイバー犯罪集団あるいは国家が巧みに連携しているとも言われており、世界中の国々の捜査機関との情報交換や連携による対応も必要かと思いますが、その現状と今後についてもお聞かせ願えますでしょうか。

○大橋政府参考人 お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、ランサムウェア事案を始めたといえましたサイバー事案の捜査に当たっては、外国捜査機関との連携が不可欠であるところ、昨年六月にユーロポールに派遣した海外連絡担当官やサイバー特別捜査隊が外国捜査機関等との各種捜査会議に参加するなどして、国際共同捜査の推進に向けた情報交換等に取り組んでいるところでございます。

今後とも、これらの取組を通じた外国捜査機関等との連携を推進し、サイバー空間における一層の安全、安心の確保を図ってまいります。

○奥水委員 どうもありがとうございます。

続きまして、我が国のクラウドを始めとするデジタル分野の、そういった産業における国際競争力の強化について伺わせていただきます。

我が国のデジタル化を進める上で、地方自治体で管理している住民の基本情報や国民の医療情報等に加え、民間の最先端の研究開発データなど、重要性や機密性の高いデータの安全で安心な保存と活用への需要は膨大になるものと思います。

中長期的な展望に立つて重要情報を保管し活用するクラウドシステムや、データを分析、整理するAIの開発など、情報通信産業の育成や強化は非常に重要な課題だと思っております。

そこで、国民のデータを安全に保存し活用するための、我が国のクラウドを始めとするデジタル分野における国際競争力の強化について、当局の考え方、取組についてお聞かせ願えますでしょうか。

○門松政府参考人 お答えいたします。

まず、クラウドでございます。

現在、国民生活や経済活動の多くの場面で活用されております。また、企業の基幹システム、また社会インフラ等において、今後更にその活用が進む見込みと承知をしております。

こうした状況の中で、特に重要なデータを扱うクラウドが、我が国が直接関与できない、そういった形で突如停止したり、重要な情報が不当にアクセスされたりということは、経済安全保障上の大きなリスクであるというふうに承知をしております。こうした懸念を踏まえれば、クラウド事業者が日本企業であるかどうかにかかわらず、国内にクラウドを構築、運用する産業基盤、これを確保していくことが一番重要なのではないかというふうに認識をしているところでございます。

このため、政府としては、昨年末、経済安全保障推進法に基づきましてクラウドプログラムを特定重要物資として指定をしたところでございまして、これを受けまして、データの暗号鍵管理を高度に行う技術などの、クラウドを安全に活用していく上で重要な技術開発の支援等を行うということにしております。

なお、直近でございますが、言葉を使う仕事や検索サービス等を抜本的に変える可能性があると考えられるAIツールが登場いたしました。研究段階にあつた量子コンピューターの実用化が進むなど、今後、AIや量子技術等の社会実装が進み、あらゆる製品、サービスのデジタル化が見込まれているというふうに認識をしているところでございます。

そのため、経済産業省といたしましては、AIや量子等の次世代の情報処理技術の開発、また利用環境の整備支援等を通じて、デジタル分野

の競争力強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○奥水委員 どうもありがとうございます。国内のデータをしっかり守れるような、そういった環境整備、よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、データセンターの分散化と省エネ化について確認をさせていただきます。

あらゆるものがネットにつながるIoTや、人工知能、AIが別のAIとつながり情報を自動的に処理する進化したデジタル社会、そういったことも想定される中で、そのデータの量というのは爆発的に増加し、これに伴ってデータセンターを中心に電力消費量も急拡大することが見込まれております。

二〇一〇年、二ゼタバイトだった情報量が、十五年後の二五年には九十倍の百七十五ゼタバイトになる、こんなことも伺っております。また、科学技術振興機構の推計で、国内のデータセンターの消費電力は、三〇年には一八年度比で六倍の九百億キロワットアワーに達すると伺っております。

ここで、データセンターは、大量の電力を消費することもあり、電力を確保しやすいインフラが必要になる中で、地震等の災害に強い情報通信網の構築に向けて、データセンターの分散化を進めるためには、その電力をしっかりと確保する必要がありますが、その点についての考え方、また、データセンターそのものも省エネ化する、このことも大変重要かと思えますけれども、その現状と今後について、併せてお聞かせ願えますでしょうか。

○門松政府参考人 お答え申し上げます。

まさに先生御指摘のとおりでございます。デジタル化の進展に伴って、データの蓄積、処理を行うデータセンターの役割、これは今後ますます重要性が増していくというふうに認識をしておりますが、その一方で、データセンターが電力多消費の産業ではないかということございまして、基本的には、再生可能エネルギーの一層の活用、また、データセンター自体の省エネ化、これを両

輪で進めていく必要があるというふうに承知をしております。

まず、経済産業省においては、総務省さんともしっかり連携しながら、まず、再生可能エネルギー等の活用に加えて、広域災害時の共倒れを防ぐためのレジリエンスの強化、また、自動運転等の実装によって、各地の現場の機器から生まれるデータを遅滞なく迅速に集めて、さらに、応答するための通信ネットワークの効率化等の観点から、データセンターの分散立地を進めるということをしております。

また、データセンターそのものの消費電力、この削減の観点からは、電気配線を光配線化することと多量のデータを高速かつ低消費電力で処理する光電融合といった技術などの将来技術についても研究開発を進めてまいりたいと考えております。

引き続き、関係府省とも連携しつつ取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○**興水委員** どうもありがとうございます。

最後に、重要インフラへのサイバー攻撃への対応について伺わせていただきます。

近年、重要インフラ、特に電力システムにおけるサイバー攻撃が増えていると伺っています。重要インフラは、これまで、制御システム等のインターネット接続がないことから、サイバー攻撃を受けるリスクは低いとされてきました。しかし、重要インフラなどに万が一のことが起こった場合、国民の日常に多大な被害を及ぼすことから、その攻撃を分析し、リスクに対して適切に対処する必要があると思います。

そこで、重要インフラへのサイバー攻撃対策について現在どのような取組がなされているのか、お聞かせ願えますでしょうか。

○**大橋政府参考人** お答え申し上げます。

警察においては、重要インフラに対するものを含め、サイバー攻撃に関しまして実態解明や被害の未然防止等の総合的な対策を推進しておりますのでございます。

具体的には、サイバー攻撃事案を認知した場合には、被害状況の把握、被害拡大の防止、証拠保全等の初動対応を行った上で、違法行為に対する捜査を進め、サイバー攻撃事案の実態解明を図っております。

また、警察では、各道府県警察と重要インフラ事業者等とで構成するサイバーテロ対策協議会を全ての道府県に設置し、サイバー攻撃の脅威に関する情報共有のほか、サイバー攻撃の発生を想定した共同対処訓練等を行っております。

今後も、引き続き、こうした取組により重要インフラ等へのサイバー攻撃対策を推進してまいります。

○**興水委員** どうもありがとうございます。

誰一人取り残されない、全ての人がよりよい明日を創造できる、人が中心の、人が主役のデジタル社会の構築に向けた積極的な取組を期待し、質問を終わらせていただきます。

大変にありがとうございます。

○**橋本委員長** この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、来る二十日木曜日午前九時、参考人として公益社団法人日本医師会常任理事長島公之君、日本労働組合総連合会総合政策推進局長富田珠代君、公益財団法人東京財団政策研究所研究主幹森信茂樹君、株式会社New Stories代表取締役太田直樹君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○**橋本委員長** 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、明十九日水曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三分散会

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「〔る特定の個人情報を利用する特定の個人情報〕に改める。

第二条第七項第二号中「第十七条第二項を「第十七条第五項」に改め、同条第十四項中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第三条第二項中「及び災害対策に関する分野」を「災害対策その他の行政分野」に改め、「他の行政分野及び」を削る。

第九条第一項中「別表第一」を「別表の各項」に改め、「〔より同表の〕の下に「当該各項の」を加え、「又は一部を行うこととされている者を「若しくは一部を行うこととされている者又は当該事務に準ずる事務（個別の法律の規定に基づく事務を除き、当該事務の性質が同表の当該各項の下欄に掲げる事務と同一であることその他政令で定める基準に適合する事務に限る。）として主務省令で定めるもの（以下この項において「準法定事務」という。）を処理する者として主務省令で定めるもの（第十九条第八号において「準法定事務処理者」という。）に、「同表の下欄に掲げる事務」を「同表の当該各項の下欄に掲げる事務（準法定事務を含む。同号において同じ。）に改め、同条第二項中「その他これらに類する」を「その他の」に改め、同条第三項中「特定個人情報の」を利用特定個人情報の」に、「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条第四項中「別表第二」を「別表の各項」に改める。

第十四条第二項中「まで又は」を「まで、第三十条の十五の二第二項」に改め、「第三十条の四十四の五まで」の下に「又は第三十条の四十四の七第一項」を加える。

第十六条の二第二項中「いる者」の下に「又は戸籍の附票に記録されている者（国外転出者である者に限る。第三項において同じ。）を加え、「発行する」を「作成する」に改め、同条第二項中「並びに個人番号カードの作成及び」を「及び送付（第十八条の二第一項において「個人番号カードの発行」という。）に関する状況並びに個人番号カードの」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 前項の申請は、機構に対して、直接に又は個人番号カードの交付を受けようとする者が記録されている住民基本台帳（国外転出者にあつては、戸籍の附票。以下この項及び第四項において同じ。）を備える市町村の長（当該市町村以外の市町村の長を経由して申請することが当該個人番号カードの交付を受けようとする者の利便及び迅速な個人番号カードの交付に資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、当該市町村又は当該住民基本台帳を備える市町村の長）を経由して行うものとする。

3 戸籍の附票に記録されている者は、第一項の申請に併せて、領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長その他総務省令・外務省令で定める者又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。）又は当該戸籍の附票を備える市町村以外の市町村の長から個人番号カードの引渡しを受けることを希望する旨の申出をすることができる。

4 機構は、第一項の申請に基づき個人番号カード（前項の申出をした者に係るものを除く。以下この項において同じ。）を作成した場合には、当該申請をした者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長に対し、当該個人番号カードを送付するものとする。

5 機構は、第一項の申請に基づき第三項の申出をした者に係る個人番号カードを作成した場合には、その者が記録されている戸籍の附票を備える市町村の長に対し、当該個人番号カードを作成した旨を通知するとともに、政令で定めるところにより、当該申出に係る領事官又は市町村の長に対し、当該個人番号カードを送付するものとする。

第十七条第一項中「前条第一項の申請により、」を「前条第四項又は第五項の規定による送付又はその作成についての通知を受けた」に改め、「個人番号カードを」の下に「直接に又は同条第三項の申出に係る領事官若しくは市町村長を経由して」を加え、「当該市町村長を」当該交付を行う市町村長（次項から第四項まで及び第十八条の二第三項において「交付市町村長」という。）に、「措置として政令で定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 その者に係る住民票又は戸籍の附票に記載されている氏名及び出生の年月日その他の個人を識別するための事項であつて政令で定めるものと並びに当該住民票に記載されている個人番号（その者に係る住民票が消除されている場合には、当該住民票に記載されていた個人番号）を確認すること。

二 前条第一項の申請又は当該申請に係る個人番号カードの引渡しの際に、その者からその者の氏名及び出生の年月日その他の個人を識別するための事項が記載された書類であつて政令で定めるものの提示を受け、その者が当該書類に係る者であることを確認すること（これに準ずるものとして主務省令で定める措置を含む）。

第十七条第九項を同条第十二項とし、同条第八項中「第四項」を「第七項」に、「第五項」を「第八項」に改め、「速やかに」の下に、「直接に又は領事官を経由して」を加え、「前項中「住所地市町村長」とあるのは「附票管理市町村長」を「前項中「住所地市町村長」とあるのは「直接に又は領事官を経由して附票管理市町村長」に改め、

同項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「第二項」を「第五項」に、「第七項並びに第十八条の二第三項」を「第十項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 前条第一項の申請（同条第三項の申出をした者に係るものを除く。）が、交付市町村長以外の市町村長を経由して行われた場合には、当該市町村長は、政令で定めるところにより、交付市町村長に代わつて前項第二号に掲げる措置をとることができる。

3 前条第三項の申出をした者（交付市町村長により第一項第一号に掲げる措置がとられた者であつて、当該交付市町村長から当該申出に係る領事官又は市町村長に対しその旨の通知があつたものに限る。）に対する第一項の規定による個人番号カードの交付は、同条第五項の規定により個人番号カードの送付を受けた領事官又は市町村長が、その者に対し、当該個人番号カードを引き渡すことにより行う。この場合において、その者が、交付市町村長により第一項第二号に掲げる措置がとられた者であつて当該交付市町村長から当該領事官又は市町村長に対しその旨の通知があつたもの以外の者であるときは、当該領事官又は市町村長は、政令で定めるところにより、交付市町村長に代わつて同号に掲げる措置をとるものとする。

4 前二項の規定により交付市町村長に代わつて第一項第二号に掲げる措置をとつた市町村長又は領事官は、その旨を当該交付市町村長に通知するものとする。

第十八条の二第一項中「第十六条の二第一項」の下に、「第四項及び第五項を加え、同条第三項中「住所地市町村長又は第十七条第八項の規定により読み替えて適用される同条第四項に規定する附票管理市町村長」を「交付市町村長（第

十七条第二項又は第三項の規定により交付市町村長以外の市町村長が同条第一項第二号に掲げる措置をとる場合にあっては、当該市町村長」に改める。

第十九条第八号中「別表第二の第一欄に掲げる者」を「別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（準法定事務処理者を含む。以下この号において「別表行政機関等」という。）のうち特定個人番号利用事務（同表の当該各項の下欄に掲げる事務のうち、迅速に特定個人情報提供を受けることによつて効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）を処理する者として主務省令で定めるもの」に、「同表の第二欄に掲げる事務の」を「特定個人番号利用事務」に改め、「」がの下に、「特定個人番号利用事務を処理するために」を加え、「同表の第三欄に掲げる者」を「当該特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるもの（以下「利用特定個人情報」という。）を記録した特定個人情報ファイルを保有する者として主務省令で定める別表行政機関等又は法務大臣に、「同表の第四欄に掲げる特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同表の第二欄に掲げる事務を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第九号中「別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「（当該事務の内容に応じて）を（当該事務を処理するために必要な利用特定個人情報を記録した特定個人情報ファイル」を保有する者として」に、「同表

の第四欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

第四章第二節の節名中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第二十一条第二項中「より特定個人情報」を「より利用特定個人情報」に、「次に掲げる」を「当該利用特定個人情報」に改め、同項を「当該利用特定個人情報」に改め、同項各号を削る。

第二十六条（見出しを含む。）から第二十四条までの規定中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第二十六條の見出し中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同条中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、「、第二十一条第二項第一号中「別表第二に掲げる」とあるのは「第十九条第九号の個人情報保護委員会規則で定める」とを削る。

第四十四条中「第十七条第一項及び第三項（同条第四項）を」第十六条の二第二項、第十七条第一項から第四項まで及び第六項（同条第七項）に改める。

第五十二条中「若しくは職員」の下に「（領事官であつてこれらの者以外の者を含む。）」を加える。

第五十六条中「第五十二条の三まで」の下に「及び第五十五条」を加える。

別表第一の一の項中「又は」を「若しくは」に改め、「事務」の下に「又は同法による保険医若しくは保険薬剤師の登録に関する事務」を加え、同表の二の項の次に次のように加える。

二の二 総務大臣又は都道府県知事 恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付又は一時金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の五の項の次に次のように加える。

五の二 国土交通大臣	船員法(昭和二十二年法律第百号)による衛生管理者適任証書又は救命艇手適任証書の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの
------------	---

別表第一の八の項中「小児慢性特定疾病医療費の支給」の下に、「指定医の指定」を加え、同表の十一の項の次に次のように加える。

十一の二 厚生労働大臣	理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)による理容師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
-------------	--

別表第一の十四の項の次に次のように加える。

十四の二 都道府県知事	母体保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)による指定(同法第十五条第一項の指定をいう。)に関する事務であつて主務省令で定めるもの
-------------	--

別表第一の十九の項の次に次のように加える。

十九の二 厚生労働大臣	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)による認定(同法第五条の二第一項の認定をいう。)に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十九の三 司法試験委員会	司法試験法(昭和二十四年法律第四百十号)による司法試験又は司法試験予備試験の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十九の四 都道府県教育委員会	教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百十七号)による教育職員の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十九の五 厚生労働大臣又は都道府県知事	死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)による認定(同法第二条第一項第一号の認定をいう。)に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十九の六 都道府県知事	通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)による全国通訳案内士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
十九の七 通訳案内士法第五十四条第三項の同意を得た市町村又は都道府県の長	通訳案内士法による地域通訳案内士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の二十一の項の次に次のように加える。

二十一の二 厚生労働大臣	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)による精神保健指定医の指定に関する事務であつて主務省令で定めるもの
--------------	---

別表第一の二十二の項中「(昭和二十五年法律第二百二十三号)」を削り、同表の二十三の項の次に次のように加える。

二十三の二 国土交通大臣

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)による建築物調査員資格者証若しくは建築設備等検査員資格者証の交付又は建築基準適合判定資格者若しくは構造計算適合判定資格者の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの

二十三の三 国土交通大臣

建築士法(昭和二十五年法律第二百一号)による一級建築士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの

二十三の四 都道府県知事

建築士法による二級建築士又は木造建築士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの

二十三の五 都道府県知事

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)によるクリーニング師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の二十五の項の次に次のように加える。

二十五の二 日本行政書士会連合会

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)による行政書士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの

二十五の三 国土交通大臣

海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)による海事代理士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の二十六の項の次に次のように加える。

二十六の二 国土交通大臣

船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第四百十九号)による海技士の免許、締約国資格証明書を受有する者の承認又は小型船舶操縦士の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの

二十六の三 国土交通大臣

道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)による自動車の変更登録又は自動車整備士の技能検定の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

二十六の四 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第三条第一項に規定する実施機関又は防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十七條第一項において読み替えて準用する国家公務員災害補償法第八条に規定する実施機関

国家公務員災害補償法(防衛省の職員の給与等に関する法律において準用する場合を含む。)による公務上の災害若しくは通勤による災害に対する補償又は福祉事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

第二類第八号

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第六号
令和五年四月十八日

別表第一の三十一の項の次に次のように加える。

三十一の二 法務大臣

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)による外国人の在留資格に係る許可に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の三十三の項中「(昭和二十七年法律第二百六十六号)」を削り、「又は」を「若しくは」に改め、「若しくは支給」の下に「又は若年定年退職者給付金の支給」を加え、同表の三十五の項中若しくは年金である給付を「年金である給付若しくは一時金」に改め、同表の三十九の項の次に次のように加える。

三十九の二 厚生労働大臣

美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)による美容師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの

三十九の三 国土交通大臣又は環境大臣

水道法(昭和三十三年法律第七十七号)による給水装置工事主任技術者免状の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の四十三の項中「国家公務員共済組合法又は」を「国家公務員共済組合法による年金である給付若しくは一時金の支給又は」に改め、同項の次に次のように加える。

四十三の二 都道府県知事

調理師法(昭和三十三年法律第四百七号)による調理師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの

四十三の三 厚生労働大臣

調理師法による調理師の調理技術の審査に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の五十三の項の次に次のように加える。

五十三の二 都道府県知事

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百十五号)による登録販売者の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の五十九の項中「若しくは福祉事業の実施」を「福祉事業の実施若しくは一時金の支給」に改め、同表の七十一の項の次に次のように加える。

七十一の二 都道府県知事

製菓衛生師法(昭和四十一年法律第一百五号)による製菓衛生師の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の七十六の項の次に次のように加える。

七十六の二 厚生労働大臣

社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)による社会保険労務士試験又は紛争解決手続代理業務試験の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の七十七の項中「(昭和四十三年法律第八十九号)」を削り、同項の次に次のように加える。

七十七の二 都道府県知事

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による職業訓練指導員の免許に関する事務であつて主務省令で定めるもの

七十七の三 厚生労働大臣

職業能力開発促進法によるキャリアコンサルタントの登録又は技能検定の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の七十八の項の次に次のように加える。

七十八の二 厚生労働大臣

建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)による建築物環境衛生管理技術者免状の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの

七十八の三 経済産業大臣

情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)による情報処理安全確保支援士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の八十一の項の次に次のように加える。

八十一の二 厚生労働大臣

労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)による免許(同法第七十二条第一項に規定する免許をいう。)又は労働安全コンサルタント若しくは労働衛生コンサルタントの登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の八十二の項の次に次のように加える。

八十二の二 市町村長

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の八十三の項の次に次のように加える。

八十三の二 厚生労働大臣

作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)による作業環境測定士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の九十一の項の次に次のように加える。

九十一の二 出入国在留管理庁長官

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)による特別永住者証明書の交付に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の百五の項の次に次のように加える。

百五の二 国土交通大臣

マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第四十九号)によるマンション管理士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの

別表第一の百十六の項の次に次のように加える。

百十六の二 厚生労働大臣	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十九号)附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法の規定による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)による衛生検査技師名簿への登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
--------------	--

別表第一の百十七の項の次に次のように加える。

百十七の二 総務大臣	国会議員互助年金法を廃止する法律(平成十八年法律第一号)又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)による年金である給付の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの
------------	---

別表第一の百三十の項の次に次のように加える。

百三十の二 都道府県知事又は国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第七十号)第十二条の五第十二項に規定する試験実施指定都市の長	国家戦略特別区域法による国家戦略特別区域限定保育士の登録に関する事務であつて主務省令で定めるもの
--	--

別表第一の百三十一の項中「支給」の下に、「指定医の指定を加える。」

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第七項中「掲げる事項」の下に「外国人住民(住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する外国人住民をいう。)にあつては、第二号に掲げる事項を除く。」を、「記載され」の下に「第十六条の二第一項の申請の日において本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き」を加え、同項中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号中「第十七条第五項を」第十七条第六項に改め、同号を同項第三号とし、同項第一

号の次に次の一号を加える。

二 氏名の振り仮名(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第十三条第一項第二号に規定する氏名の振り仮名をいう。)

第九条第三項中(昭和二十二年法律第二百二十四号)を削る。

第十六条の二第二項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 機構は、第一項の申請に基づき第三項の申出をした者に係る個人番号カードを作成した場合(同項の市町村の長から機構に対し、そ

の者について同項に規定する措置をとった旨の通知があつた場合に限る。)には、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の長に対し、当該個人番号カードを作成した旨を通知するものとする。

第十六条の二第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 住民基本台帳に記録されている者であつて前項の規定により第一項の申請を市町村の長を経由して行うもの(当該市町村の長により次条第一項第二号に掲げる措置がとられた者に限る。)のうち個人番号カードの交付を速やかに受ける必要がある者として政令で定めるものに該当する者は、当該申請に併せて、機構から個人番号カードの送付を受けることを希望する旨の申出をすることができる。

第十七条第一項中「前条第四項又は第五項」を「前条第五項から第七項まで」に、「同条第三項」を「機構若しくは同条第四項」に、「第四項まで」を「第五項まで」に改め、同条第二項中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「第二項又は前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前条第三項の申出をした者(交付市町村長により第一項第一号に掲げる措置がとられた者であつて、当該交付市町村長から機構に対しその旨の通知があつたものに限る。)に対する第一項の規定による個人番号カードの交付

は、政令で定めるところにより、機構が、その者に対し、当該個人番号カードを送付することにより行う。

第十八条の二第二項中「第四項及び第五項」を「第五項及び第七項並びに第十七条第三項」に改め、同条第三項中「第三項」を「第四項」に改める。

第三十八条の八第一項中「第十六条の二」の下に及び第十七条第三項を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第四十四条中「第十六条の二第二項」の下に「及び第六項」を加え、「第四項まで及び第六項(同条第七項)を」第五項まで及び第七項(同条第八項)に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)
第三条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

目次中 第三十条の四十四の十二を「第三十条の四十四の十三」に改める。

第七条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 氏名の振り仮名(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第十三条第一項第二号に規定する氏名の振り仮名をいう。以下同じ。)

第十七条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 氏名の振り仮名

第十七条に次の一号を加える。

八 前各号に掲げる事項のほか、政令で定める事項

第二十条第五項の表第十二条第五項の項中「及び第七号」を「第七号及び第八号」に改め、同表第十二条の二第四項の項及び第十二条の三第七項の項中「に掲げる事項及び」を「及び第八号に掲げる事項並びに」に改める。

第二十一条の三第五項の表第十二条第五項の項中「及び第七号」を「第七号及び第八号」に改め、同表第十二条の二第四項の項及び第十二条の三第七項の項中「に掲げる事項及び」を「及び第八号に掲げる事項並びに」に改める。

第二類第八号

地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会議録第六号
令和五年四月十八日

第三十条の十五第一項中「次項」の下に「並びに次条第二項及び第三項」を加え、同条第三項中「第三十条の四十四の十第三項」を「第三十条の四十四の十一第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（準法定事務処理者への本人確認情報の提供等）

第三十条の十五の二 機構は、国の機関若しくは別表第一の上欄に掲げる法人、市町村長その他の市町村の執行機関又は通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事その他の執行機関であつて、準法定事務（別表第一から別表第四までの各項の下欄、別表第五各号及び別表第六の各項の下欄に掲げる事務（以下この項において「別表事務」という。）に準ずる事務（個別の法律の規定に基づく事務を除き、番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる事務であつて当該事務の性質が当該別表事務と同一であることその他政令で定める基準に適合するものに限る。）をいう。以下同じ。）のうち総務省令で定めるものを処理する者として総務省令で定めるもの（以下「準法定事務処理者」という。）から当該準法定事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。

2 都道府県知事は、準法定事務のうち総務省令で定めるものを遂行するときは、都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる。

3 都道府県知事は、都道府県知事以外の当該都道府県の執行機関であつて、準法定事務のうち総務省令で定めるものを処理する者として総務省令で定めるものから当該準法定事務の処理に関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、都道府県知事保存本人確認情報を提供するものとする。

第三十条の十六中「及び第三十条の九の二」を

「第三十条の九の二及び前条第一項（準法定事務処理者（国の機関又は別表第一の上欄に掲げる法人に限る。第三十条の二十三、第三十条の二十八第一項及び第三十条の三十第二項において同じ。）への機構保存本人確認情報の提供に係る部分に限る。）」に改める。

第三十条の二十三中「又は第三十条の九の二第一項」を「第三十条の九の二第一項又は第三十条の十五の二第二項」に改め、「法人」の下に「若しくは準法定事務処理者」を加える。

第三十条の二十五第一項中「若しくは第二項」の下に「第三十条の十五の二第二項若しくは第三項」を加え、同条第二項中「第五項まで」の下に「第三十条の十五の二第二項を加える。

第三十条の二十八第一項中「若しくは第三十条の十五第二項」を「第三十条の十五第二項若しくは第三十条の十五の二第二項若しくは第三項」に改め、「法人」の下に「若しくは準法定事務処理者」を加える。

第三十条の三十第一項中「又は第三十条の十五第二項」を「第三十条の十五第二項又は第三十条の十五の二第二項若しくは第三項」に改め、同条第二項中「又は第三十条の九の二を」「第三十条の九の二又は第三十条の十五の二第一項」に改め、「若しくは法人」の下に「若しくは準法定事務処理者」を、「これらの職にあつた者」の下に「準法定事務処理者の役員若しくは職員若しくはこれらの職にあつた者」を加える。

第三十条の四十一第一項中「第三号」を「から第三号まで」に改める。

第三十条の四十四の四第一項第三号中「第三十条の四十四の十第二項」を「第三十条の四十四の十一第二項」に改める。

第三十条の四十四の六第一項中「次項」の下に「並びに次条第二項及び第三項」を加え、同条第三項中「又は第二項」を「若しくは第二項又は第三十条の十五の二第二項若しくは第三項」に改め、「前二項」の下に「又は次条第二項若しくは

第三項」を加え、同条第六項中「又は第三十条の十」を「第三十条の十」に改め、「まで」の下に「又は第三十条の十五の二第二項」を加え、「又は前三条」を「前三条又は次条第一項」に改める。

第三十条の四十四の十二の表第三十条の二十五第一項の項中「若しくは第二項」の下に「第三十条の十五の二第二項若しくは第三項」を、「まで」の下に「又は第三十条の四十四の七第二項若しくは第三項」を加え、同表第三十条の二十五第二項の項中「第五項まで」の下に「第三十条の十五の二第二項」を加え、「第三十条の四十四の五まで又は」を「第三十条の四十四の五まで」に改め、「第八項まで」の下に「又は第三十条の四十四の七第一項」を加え、同表第三十条の二十八第一項の項中「若しくは第三十条の十五第二項」を「第三十条の十五第二項若しくは第三十条の十五の二第二項若しくは第三項」に、「若しくは第三十条の四十四の六第二項若しくは第四項」を「第三十条の四十四の六第二項若しくは第四項若しくは第三項」に改め、同表第三十条の三十第一項の項中「又は第三十条の十五第二項」を「第三十条の十五第二項又は第三十条の十五の二第二項若しくは第三項」に、「又は第三十条の四十四の六第二項若しくは第四項」を「第三十条の四十四の六第二項若しくは第四項又は第三十条の四十四の七第一項若しくは第三項」に改め、同表第三十条の九の二を「第三十条の九の二を」「第三十条の九の二又は第三十条の十五の二第二項」に、「又は第三十条の四十四の二を」「第三十条の四十四の二又は第三十条の四十四の七第一項」に改め、「法人」の下に「若しくは準法定事務処理者」を加え、同条

を第三十条の四十四の十二とし、第三十条の四十四の十を第三十条の四十四の十一とし、第三十条の四十四の九を第三十条の四十四の十とし、第三十条の四十四の八を第三十条の四十四の九とする。

第三十条の四十四の七中「及び第三十条の四十四の二」を「第三十条の四十四の二及び前条第一項（準法定事務処理者（国の機関又は別表第一の上欄に掲げる法人に限る。第三十条の四十四の十二において同じ。）への機構保存附票本人確認情報の提供に係る部分に限る。）」に改め、同条を第三十条の四十四の八とし、第三十条の四十四の六の次に次の一条を加える。

（準法定事務処理者への附票本人確認情報の提供等）

第三十条の四十四の七 機構は、準法定事務処理者から第三十条の十五の二第二項に規定する総務省令で定める準法定事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたときは、政令で定めるところにより、機構保存附票本人確認情報のうち住民票コード以外のものを提供するものとする。

2 都道府県知事は、第三十条の十五の二第二項に規定する総務省令で定める準法定事務を遂行するとき（国外転出者に係る事務を処理する場合に限る。）は、都道府県知事保存附票本人確認情報を利用することができる。

3 都道府県知事は、第三十条の十五の二第三項に規定する総務省令で定める者から同項に規定する総務省令で定める準法定事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたときは、都道府県知事保存附票本人確認情報を提供するものとする。

第三十条の四十五中「同条各号」の下に「第一号の二」を加える。

第三十条の五十中「第七条第一号から第三号まで」を「第七条第一号、第二号及び第三号」に改める。

第三十条の五十一の表第十二条の二第二項の

項中「第八号まで」を「から第八号まで」に、「第四号」を「第二号から第四号」に改め、同表第十二条の三第一項の項中「及び第六号」を「から第三号まで及び第六号」に、「第七号」を「第二号、第三号、第七号」に改め、同表第十五条の四第二項の項中「第八号まで」を「から第八号まで」に、「第四号」を「第二号から第四号」に改め、同表第十五条の四第三項の項中「及び第六号」を「から第三号まで及び第六号」に、「第七号」を「第二号、第三号、第七号」に改める。

第四十二条中「第三十条の四十四の十二を」第三十条の四十四の十三に改める。

第四十三条第二号ト中「第三十条の四十四の十二」を「第三十条の四十四の十三」に改め、「附票情報受領者」の下に「(チにおいて「附票情報受領者」という。)」を加え、同号チ中「受領者」の下に「又は附票情報受領者」を加え、「第三十条の四十四の十二」を「第三十条の四十四の十三」に改める。

第四十七条各号中「第三十条の四十四の八」を「第三十条の四十四の九」に改める。

第四十九条の次に次の一条を加える。

第四十九条の二 第四十二条第三十条の第三十二項(第三十条の四十四の十三において準用する場合を含むものとし、別表第一の四十一の項の下欄に掲げる事務の処理に関し外務省が提供を受けた本人確認情報又は附票本人確認情報の電子計算機処理等に関する事務に従事する外務省の職員又は職員であつた者に係る部分に限る。)及び第四十三条(第二号ト(当該事務に従事する外務省の職員又は職員であつた者に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)の規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第五十一条中「第三十条の四十四の十二」を「第三十条の四十四の十三」に改める。

別表第一中「第三十条の四十四の十一、第三十条の四十四の十二」を「第三十条の四十四の十二、第三十条の四十四の十三」に改める。

別表第一の十六の項中「給付」の下に「又は一時金」を加え、同表の十八の項の次に次のように加える。

十八の二 日本行政書士会連合会	行政書士法(昭和二十六年法律第四号)による同法第六条第一項の行政書士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
-----------------	---

別表第一の十九の項中「若しくは同法第一百十二条第一項」を「同法第一百十二条第一項」に改め、「実施」の下に「若しくは同法附則第十九条の二第二項の一時金の支給」を加え、同表の三十の項中「による司法試験」の下に「又は司法試験予備試験」を加え、同表の四十の項中「又は同法第二十条第三項」を「同法第二十条第三項」に、「若しくは第二十一条第三項の許可」を「第二十一条第三項若しくは第二十二條第二項(同法第二十二條の三において準用する場合を含む。)」の許可又は同法第二十二條の四第一項の在留資格の取消し」に改め、同表中四十の四の項を四十の五の項とし、四十の三の項を四十の四の項とし、四十の二の項の次に次のように加える。

四十の三 出入国在留管理庁	日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による同法第四条第一項若しくは第五条第一項の許可又は同法第七条第一項の特別永住者証明書の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
---------------	--

別表第一の四十一の項中「又は同法」の下に「第十六条若しくは」を加え、同表の四十二の項中「退職等年金給付」の下に「若しくは同法附則第十三条の二第二項の一時金」を加え、同表の四十八の項中「若しくは同条第二項の退職等年金給付の支給若しくは同法」を「同条第二項の退職等年金給付若しくは同法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十三条の二第二項の一時金の支給若しくは私立学校教職員共済法」に改め、同表の五十七の二十二の項中「免許」の下に「又は同法第五条の二の管理栄養士国家試験の実施」を加え、同項を同表の五十七の三十二の項とし、同項の次に次のように加える。

五十七の三十三 調理師法(昭和三十三年法律第四百十七号)第三条の二第二項に規定する指定試験機関	調理師法による同法第三条の二第一項の調理師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の三十四 厚生労働省又は調理師法第八条の三第二項に規定する団体	調理師法による同法第八条の三第一項の審査に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の三十五 製菓衛生師法(昭和四十一年法律第一百五号)第四条第二項に規定する指定試験機関	製菓衛生師法による同法第四条第一項の製菓衛生師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の三十六 厚生労働省	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)による同法第七条第一項の建築物環境衛生管理技術者免状の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の三十七 厚生労働省又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律第八条第三項に規定する指定試験機関	建築物における衛生的環境の確保に関する法律による同法第八条第一項の建築物環境衛生管理技術者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の三十八 厚生労働省又は理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第五条の三第一項に規定する指定登録機関	理容師法による同法第二条の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の三十九 厚生労働省又は理容師法第四条の二第二項に規定する指定試験機関	理容師法による同法第三条第一項の理容師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

五十七の四十 厚生労働省又は美容師法(昭和三十三年法律第六十三号)第五条の三第一項に規定する指定登録機関		美容師法による同法第三条第一項の免許に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の四十一 厚生労働省又は美容師法第四条の二第一項に規定する指定試験機関		美容師法による同法第四条第一項の美容師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の四十二 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条の二第一項に規定する指定試験機関		クリーニング業法による同法第七条第一項のクリーニング師の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第一中五十七の二十一の項を五十七の三十一の項とし、五十七の十八の項から五十七の二十の項までを十項ずつ繰り下げ、五十七の十七の項を五十七の二十六の項とし、同項の次に次のように加える。		
五十七の二十七 厚生労働省又は柔道整復師法第十三条の三第一項に規定する指定試験機関		柔道整復師法による同法第十条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第一の五十七の十六の項中「(昭和二十二年法律第二百七号)」を削り、同項を同表の五十七の二十五の項とし、同表中五十七の十五の項を五十七の二十二の項とし、同項の次に次のように加える。		
五十七の二十三 厚生労働省又は言語聴覚士法第三十六条第一項に規定する指定試験機関		言語聴覚士法による同法第二十九条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
五十七の二十四 厚生労働省又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百七号)第三条の四第一項に規定する指定試験機関		あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律による同法第二条第一項のあん摩マッサージ指圧師国家試験、はり師国家試験又はきゆう師国家試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第一中五十七の十四の項を五十七の二十の項とし、同項の次に次のように加える。		

五十七の二十一 厚生労働省又は救急救命士法第三十七条第一項に規定する指定試験機関		救急救命士法による同法第三十条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第一中五十七の十三の項を五十七の十八の項とし、同項の次に次のように加える。		
五十七の十九 厚生労働省又は義肢装具士法第十七条第一項に規定する指定試験機関		義肢装具士法による同法第十条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第一中五十七の十二の項を五十七の十六の項とし、同項の次に次のように加える。		
五十七の十七 厚生労働省又は臨床工学技士法第十七条第一項に規定する指定試験機関		臨床工学技士法による同法第十条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第一の五十七の十一の項中「免許」の下に「又は同法第十条の試験の実施を加え、同項を同表の五十七の十五の項とし、同表の五十七の十の項中「又は」を「若しくは」に改め、「免許」の下に「又は同法第九条の理学療法士国家試験若しくは作業療法士国家試験の実施を加え、同項を同表の五十七の十四の項とし、同表の五十七の九の項中「免許」の下に「若しくは同法第十一条の試験の実施又は臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十九号)附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法の規定による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律第五条の登録」を加え、同項を同表の五十七の十三の項とし、同表中五十七の八の項を五十七の十一の項とし、同項の次に次のように加える。		
五十七の十二 厚生労働省又は歯科技工士法第十五条の三第一項に規定する指定試験機関		歯科技工士法による同法第十一条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第一の五十七の七の項中「免許」の下に「又は同法第十七条の試験の実施を加え、同項を同表の五十七の十の項とし、同表中五十七の六の項を五十七の八の項とし、同項の次に次のように加える。		
五十七の九 厚生労働省又は歯科衛生士法第十二条の四第一項に規定する指定試験機関		歯科衛生士法による同法第十条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第一中五十七の五の項を五十七の七の項とし、同表の五十七の四の項中「又は同条第三項」を「同条第三項」に改め、「看護師の免許」の下に「又は同法第十七条の保健師国家試験、助産師国家試験」を加える。		

試験若しくは看護師国家試験の実施」を加え、同項を同表の五十七の六の項とし、同表の五十七の三の項中「免許」の下に「、同法第九条の歯科医師国家試験の実施又は同法第十六条の四第一項の登録」を加え、同項を同表の五十七の四の項とし、同項の次に次のように加える。

五十七の五 厚生労働省	死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)による同法第二条第一項第一号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
-------------	---

別表第一の五十七の二の項中「免許」の下に「、同法第九条の医師国家試験の実施又は同法第十六条の六第一項の登録」を加え、同項を同表の五十七の三の項とし、同表の五十七の項の次に次のように加える。

五十七の二 厚生労働省	医療法(昭和二十三年法律第二百五号)による同法第五条の二第一項の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
-------------	--

別表第一の五十九の二の項中「免許」の下に「又は同法第十一条の試験の実施」を加え、同表の六十一の項の次に次のように加える。

六十一の二 厚生労働省又は労働安全衛生法第八十三条の二に規定する指定コンサルタント試験機関	労働安全衛生法による同法第八十二条第一項の労働安全コンサルタント試験又は同法第八十三条第一項の労働衛生コンサルタント試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六十一の三 厚生労働省又は労働安全衛生法第八十五条の二第一項に規定する指定登録機関	労働安全衛生法による同法第八十四条第一項の労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントの登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の六十二の項中「による」の下に「同法第七条の」を加え、同項の次に次のように加える。

六十二の二 厚生労働省又は作業環境測定法第二十条第二項に規定する指定試験機関	作業環境測定法による同法第十四条第一項の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
--	---

別表第一の七十一の項中「技能検定の合格証書の交付」を「同法第四十四条第一項の技能検定の実施又は同法第四十九条の合格証書の交付」に改め、同表の七十一の十の項中「(平成二十七年法律第六十八号)」を削り、同項を同表の七十一の十七の項とし、同項の次に次のように加える。

七十一の十八 介護保険法第六十九条の二十七第一項に規定する指定試験実施機関	介護保険法による同法第六十九条の二第一項の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十一の十九 介護保険法第六十九条の三十三第一項に規定する指定研修実施機関	介護保険法による同法第六十九条の二第一項又は第六十九条の八第二項の研修の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一の七十一の九の項中「(平成九年法律第三百一十一号)」を削り、同項を同表の七十一の十五の項とし、同項の次に次のように加える。

七十一の十六 文部科学省及び厚生労働省又は公認心理師法(平成二十七年法律第六十八号)第十条第一項に規定する指定試験機関	公認心理師法による同法第五条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
---	--

別表第一中七十一の八の項を七十一の十二の項とし、同項の次に次のように加える。

七十一の十三 厚生労働省	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百三十三号)による同法第十八条第一項の指定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
七十一の十四 厚生労働省又は精神保健福祉士法(平成九年法律第三百一十一号)第十条第一項に規定する指定試験機関	精神保健福祉士法による同法第五条の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第一中七十一の七の項を七十一の十一の項とし、同表の七十一の六の項中「(昭和六十二年法律第三十号)」を削り、同項を同表の七十一の九の項とし、同項の次に次のように加える。

七十一の十 厚生労働省又は社会福祉士及び介護福祉士法第四十一条第一項に規定する指定試験機関	社会福祉士及び介護福祉士法による同法第四十条第一項の介護福祉士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
---	--

別表第一中七十一の五の項を七十一の七の項とし、同項の次に次のように加える。

七十一の八 厚生労働省又は社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第十条第一項に規定する指定試験機関	社会福祉士及び介護福祉士法による同法第五条の社会福祉士試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
---	--

別表第一中七十一の四の項を七十一の六の項とし、七十一の三の項を七十一の五の項とし、七十一の二の項を七十一の四の項とし、七十一の項の次に次のように加える。

七十一の二 厚生労働省又は職業能力開発促進法第三十条の五第一項に規定する登録試験機関	職業能力開発促進法による同法第三十条の四第一項のキャリアアコンサルタント試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
--	---

七十一の三 厚生労働省又は職業能力開発促進法第三十条の二十四第一項に規定する指定登録機関		職業能力開発促進法による同法第三十条の十九第一項のキャリアコンサルタントの登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第一中七十二の三の項を七十二の四の項とし、七十二の二の項の次に次のように加える。		
七十二の三 厚生労働省	健康保険法による同法第六十四条の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
別表第一中七十七の十五の項を七十七の十六の項とし、同表の七十七の十四の項中「(昭和四十二年法律第八十九号)」を削り、「登録」の下に「又は同法第十四条の十一の三第一項の付記」を加え、同項を同表の七十七の十五の項とし、同表の七十七の十三の項の次に次のように加える。		
七十七の十四 厚生労働省又は全国社会保険労務士会連合会	社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)による同法第十条第一項の社会保険労務士試験又は同法第十三条の三第一項の紛争解決手続代理業務試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
別表第一の八十七の項の次に次のように加える。		
八十七の二 経済産業省又は独立行政法人情報処理推進機構	情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)による同法第十五条第一項の情報処理安全確保支援士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
別表第一の百一の項の次に次のように加える。		
百一の二 国土交通省及び環境省	水道法(昭和三十一年法律第七十七号)による同法第二十五条の五第一項の給水装置工事主任技術者免状の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
百一の三 国土交通省及び環境省又は水道法第二十五条の十二第一項に規定する指定試験機関	水道法による同法第二十五条の六第一項の給水装置工事主任技術者試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの	
別表第一の百八の項中「による」の下に「同法第十二条の二第一項の建築物調査員資格者証若しくは同法第十二条の三第三項の建築設備等検査員資格者証の交付」を、「若しくは第七十七条の六十二」の下に「同法第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。」を加え、「又は同法第七十七条の六十一の届出を」同法第七十七条の六十六(同法第七十七条の六十六第二項において準用する場合を含む。)の届出又は同法第七十七条の六十六第一項の登録に改め、同表の百十三の項中「変更登録」の下に「同法第五十五条第一項の技能検定の実施」を加え、同表の百十四の項の次に次のように加える。		
百十四の二 国土交通省	海事代理士法(昭和二十六年法律第三十二号)による同法第九条第一項の海事代理士の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの	

別表第一の百十七の項の次に次のように加える。	
百十七の二 国土交通省	船舶員法(昭和二十二年法律第百号)による同法第八十二条の二第三項第一号の試験の実施、同項第二号の認定、同法第百十八条第三項第一号の試験の実施又は同項第二号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
百十七の三 国土交通省	船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)による同法第七条第一項(同法第二十三条第七項において準用する場合を含む。)の登録及び海技免状の交付、同法第十二条の海技試験の実施又は同法第二十三条の五の登録及び小型船舶操縦免許証の交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第一の百二十一の二の項中「又は支給」を「若しくは支給、同法第二十七条の二の支給、同法第二十七条の七第一項の追給、同法第二十七条の十一第一項から第三項までの支給又は同条第八項の追給」に改める。	
別表第二中一の九の項を一の十の項とし、一の六の項から一の八の項までを一項ずつ繰り下げ、一の五の項の次に次のように加える。	
一の六 市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)による同法第三条第一項の災害弔慰金若しくは同法第八条第一項の災害障害見舞金の支給又は同法第十条第一項の災害援護資金の貸付けに関する事務であつて総務省令で定めるもの
別表第二の五の二の項中「(昭和三十一年法律第七十七号)」を削り、同表中五の四十の項を五の四十一の項とし、五の二十九の項から五の三十九の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の五の二十八の項中「別表第三の七の十四の項、別表第四の四の二十八の項を、別表第三の七の十六の項、別表第四の四の二十九の項」に改め、同項を同表の五の二十九の項とし、同表中五の二十七の項を五の二十八の項とし、五の十七の項から五の二十六の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の五の十六の項中「(昭和二十五年法律第百二十三号)」を削り、「による」の下に「同法第十八条第一項の指定又は」を加え、「又は」を「若しくは」に、「うち、」を「うちに」改め、同項を同表の五の十七の項とし、同表中五の十五の項を五の十六の項とし、五の四の項から五の十四の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の五の三の項中「(昭和二十二年法律第百六十四号)」を削り、同項を同表の五の四の項とし、同表の五の二の項の次に次のように加える。	
五の三 国家戦略特別区域法	国家戦略特別区域法による同法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十八条の十二条の五第十二項に規定する試験実施指定都
市の長	るもの
別表第三の四の項中「給付」の下に「又は一時金」を加え、同表の五の八の項中「支給」の下に「同	

法第六条第一項の指定医の指定」を加え、同項を同表の五の十の項とし、同表中五の七の項を五の九の項とし、五の六の項を五の八の項とし、同表の五の五の項中「免許」の下に「又は同法第十七条の准看護師試験の実施」を加え、同項を同表の五の七の項とし、同表中五の四の項を五の五の項とし、同項の次に次のように加える。

五の六 都道府県知事	死体解剖保存法による同法第二条第一項第一号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
------------	--

別表第三の五の三の項の次に次のように加える。

五の四 教育委員会	教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）による同法第八条第一項若しくは第三項の記入、同法第十一条第一項から第三項までの取上げ、同条第四項の通知、同法第十三条第一項の公告及び通知、同条第二項の記入又は同法第十五条の書換若しくは再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの
-----------	--

別表第三中六の五の項を六の九の項とし、六の四の項を六の七の項とし、同項の次に次のように加える。

六の八 都道府県知事	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による同法第三十六条の八第一項の試験の実施又は同条第二項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
------------	--

別表第三の六の三の項の次に次のように加える。

六の四 都道府県知事	調理師法による同法第三条の調理師の免許又は同法第三条の二第一項の調理師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の五 都道府県知事	製菓衛生師法による同法第三条の製菓衛生師の免許又は同法第四条第一項の製菓衛生師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの
六の六 都道府県知事	クリーニング業法による同法第六条のクリーニング師の免許又は同法第七条第一項のクリーニング師の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の七の二の項中「小児慢性特定疾病医療費の支給」の下に、「同法第十九条の三第一項の指定医の指定」を加え、同表中七の二十二の項を七の二十四の項とし、七の十四の項から七の二十一の項までを二項ずつ繰り下げ、同表の七の十三の項中「第六十九条の二第一項」の下に「試験若しくは研修の実施若しくは」を、「登録」の下に「同法第六十九条の七第二項、第六十九条の八第二項若しくは同項ただし書の研修の実施又は同法第一百八条第三項第三号の事業の実施」を加え、同項を同表の七の十五の項とし、同表中七の十二の項を七の十四の項とし、七の十一の項を七の十三の項とし、七の十の項を七の十二の項とし、同表の七の九の項中「による」の下に「同法第十八条第

一項の指定」を加え、同項を同表の七の十一の項とし、同表中七の八の項を七の十の項とし、七の七の項を七の九の項とし、七の六の項を七の七の項とし、同項の次に次のように加える。

七の八 都道府県知事	母体保護法（昭和二十三年法律第五十六号）による同法第十五条第一項の指定に関する事務であつて総務省令で定めるもの
------------	---

別表第三中七の五の項を七の六の項とし、七の四の項を七の五の項とし、七の三の項を七の四の項とし、七の二の項の次に次のように加える。

七の三 国家戦略特別区域法第十二条の五第六項に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験を実施する都道府県知事	国家戦略特別区域法による同法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
---	---

別表第三の二十一の三の項中「第五十七条において準用する同法第十八条」を「第十八条（同法第五十七条において準用する場合を含む。）」に、「第五十七条において準用する同法第二十三条第一項」を「第二十三条第一項（同法第五十七条において準用する場合を含む。）」に、「第五十七条において準用する同法第二十四条」を「第二十四条（同法第五十七条において準用する場合を含む。）」に改める。別表第四中一の十の項を一の十一の項とし、一の六の項から一の九の項までを一項ずつ繰り下げ、一の五の項の次に次のように加える。

一の六 市町村長	災害弔慰金の支給等に関する法律による同法第三条第一項の災害弔慰金若しくは同法第八条第一項の災害障害見舞金の支給又は同法第十条第一項の災害援護資金の貸付けに関する事務であつて総務省令で定めるもの
----------	--

別表第四中四の四十の項を四の四十一の項とし、四の十七の項から四の三十九の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の四の十六の項中「による」の下に「同法第十八条第一項の指定又は」を加え、「又は」を「若しくは」に、「うち」を「うち」に改め、同項を同表の四の十七の項とし、同表中四の十五の項を四の十六の項とし、四の三の項から四の十四の項までを一項ずつ繰り下げ、四の二の項の次に次のように加える。

四の三 国家戦略特別区域法第十二条の五第十二項に規定する試験実施指定都市の長	国家戦略特別区域法による同法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの
--	---

別表第五第四号中「給付」の下に「又は一時金」を加え、同表第六号の六中「支給」の下に「同法第六条第一項の指定医の指定」を加え、同号を同表第六号の七とし、同表中第六号の五を第六号の六とし、第六号の四を第六号の五とし、同表第六号の三中「免許」の下に「又は同法第十七条の准看護師試験の実施」を加え、同号を同表第六号の四とし、同表第六号の二の次に次の一号を加える。

六の三 死体解剖保存法による同法第二条第一項第一号の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五中第七号の五を第七号の九とし、第七号の四を第七号の七とし、同号の次に次の一号を加える。

七の八 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律による同法第三十六号の八第一項の試験の実施又は同条第二項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第七号の三の次に次の三号を加える。

七の四 調理師法による同法第三条の調理師の免許又は同法第三条の二第一項の調理師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の五 製菓衛生師法による同法第三条の製菓衛生師の免許又は同法第四条第一項の製菓衛生師試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

七の六 クリーニング業法による同法第六条のクリーニング師の免許又は同法第七条第一項のクリーニング師の試験の実施に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第八号の二中「小児慢性特定疾病医療費の支給」の下に「同法第十九条の三第一項の指定医の指定」を加え、同表中第八号の三を第八号の四とし、第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三 国家戦略特別区域法による同法第十二条の五第八項において準用する児童福祉法第十八条の十八第一項の登録に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五中第九号の七を第九号の八とし、同表第九号の六中「による」の下に「同法第十八条第一項の指定」を加え、同号を同表第九号の七とし、同表中第九号の五を第九号の六とし、第九号の四を第九号の五とし、第九号の三の次に次の一号を加える。

九の四 母体保護法による同法第十五条第一項の指定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第十号の三中「第六十九条の二第一項の下に「試験若しくは研修の実施若しくは」を、「登録」の下に「同法第六十九条の七第二項、第六十九条の八第二項若しくは同項ただし書の研修の実施又は同法第六十八条第三項第三号の事業の実施」を加える。

別表第六中五の項を六の項とし、四の項を五の項とし、三の項の次に次のように加える。

四 教育委員会

教育職員免許法による同法第八条第一項若しくは第三項の記入、同法第十一条第一項から第三項までの取上げ、同条第四項の通知、同法第十三条第一項の公告及び通知、同条第二項の記入又は同法第十五条の書換若しくは再交付に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正)

第四条 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十八条の二を」第三十八条の四「

に改める。

第三条第二項中「同じ。」の下に「(外国人住民(同法第三十条の四十五に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)である申請者にあつては、同法第七条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項)」を加え、同条に次の二項を加える。

9 住民基本台帳に記録されている者は、その者の利便及び迅速な個人番号カード用署名用電子証明書の提供に資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、第一項の規定にかかわらず、住所地市町村長以外の市町村長及び住所所地市町村長を経由して、機構に對し、同項の申請をすることができ。

10 第二項から第八項までの規定は、前項の規定による第一項の申請について準用する。この場合において、第二項中「に對し」とあるのは「に對し、住所地市町村長以外の市町村長を経由して」と、第三項中「住所所地市町村長」とあるのは「住所所地市町村長以外の市町村長」と、当該市町村」とあるのは「住所所地市町村長がその長である市町村」と、「をする」とあるのは「のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項第二号に掲げる措置に準ずるものとして政令で定める措置をとる」と、「署名利用者確認の」とあるのは「当該措置の」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、住所所地市町村長以外の市町村長は、当該措置をとったときは、住所所地市町村長に對し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、第四項中「前項の規定により署名利用者確認」とあるのは「署名利用者確認」と読み替えるものとする。

第三条の二第二項中「同じ。」の下に「(外国人住民(同法第三十条の四十五に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)である申請者にあつては、同法第七条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項)」を加え、同条に次の四項を加える。

3 戸籍の附票に記録されている国外転出者は、その者の利便及び迅速な個人番号カード用署名用電子証明書の提供に資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、第一項の規定にかかわらず、附票管理市町村長以外の市町村長及び附票管理市町村長を経由

して、機構に對し、同項の申請をすることができ。

4 第二項において読み替えて準用する前条第二項から第八項までの規定は、前項の規定による第一項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「に對し」とあるのは「に對し、附票管理市町村長以外の市町村長を経由して」と、同条第三項中「附票管理市町村長」とあるのは「附票管理市町村長以外の市町村長」と、当該市町村」とあるのは「住所所地市町村長がその長である市町村」と、「をする」とあるのは「のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項第二号に掲げる措置に準ずるものとして政令で定める措置をとる」と、「署名利用者確認の」とあるのは「当該措置の」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、附票管理市町村長以外の市町村長は、当該措置をとったときは、附票管理市町村長に對し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、同条第四項中「前項の規定により署名利用者確認」とあるのは「署名利用者確認」と読み替えるものとする。

5 戸籍の附票に記録されている国外転出者は、第一項の規定にかかわらず、領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長その他総務省令・外務省令で定める者又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)及び附票管理市町村長を経由して、機構に對し、同項の申請をすることができ。

6 第二項において読み替えて準用する前条第二項から第八項までの規定は、前項の規定による第一項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「に對し」とあるのは「に對し、次条第五項に規定する領事官(次項において「領事官」という。)を経由して」と、同条第三項中「附票管理市町村長」とあるのは「領事官」と、「をする」とあるのは「のう

ち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項第二号に掲げる措置に準ずるものとして政令で定める措置をとる」と、「署名利用者確認の」とあるのは「当該措置の」と、「できる」とあるのは「できる」。この場合において、領事官は、当該措置をとったときは、附票管理市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、同条第四項中「前項の規定により署名利用者確認」とあるのは「署名利用者確認」と読み替えるものとする。

第七条第一項第三号及び第二項中「事項」の下に「外国人住民である署名利用者にあつては同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項」を加え、「あつては」を「あつては」に改める。

第九条第一項中「署名利用者は」の下に「住所都市町村長（国外転出者である署名利用者にあつては、附票管理市町村長又は領事官及び附票管理市町村長を経由して）」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該申請は、当該署名利用者の利便及び当該申請が速やかに行われることに資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、住所都市町村長以外の市町村長及び住所都市町村長（国外転出者である署名利用者にあつては、附票管理市町村長以外の市町村長及び附票管理市町村長を経由して）をすることができる。

第九条第二項中「及び第八項」の下に「これらの規定を同条第十項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び第四項において同じ。」を加え、同条第三項中「及び第八項」の下に「これらの規定を第三条の二第四項及び第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。」を加え、「同条第五項」を「第三条の二第二項において読み替えて準用する第三条第五項」に改める。

第十条第一項中「附票管理市町村長」の下に「又は領事官及び附票管理市町村長を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該届出は、当該署名利用者の利便及び当該届出が速やかに行われることに資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、住所都市町村長以外の市町村長及び住所都市町村長（国外転出者である署名利用者にあつては、附票管理市町村長以外の市町村長及び附票管理市町村長を経由して）をすることができる。

第十条第二項中「及び第八項」の下に「これらの規定を同条第十項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び第四項において同じ。」を加え、同条第三項中「及び第八項」の下に「これらの規定を第三条の二第四項及び第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。」を加え、「同条第二項」を「第三条の二第二項において読み替えて準用する第三条第二項」に改める。

第十二条第一号中「事項」の下に「外国人住民である署名利用者にあつては同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項」を加え、「あつては」を「あつては」に改める。

第十六条の二第二項中「事項」の下に「外国人住民である申請者にあつては同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項」を加え、「あつては」を「あつては」に改める。

第十六条の六第一項第三号及び第二項中「事項」の下に「外国人住民である署名利用者にあつては同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項」を加え、「あつては」を「あつては」に改める。

第十七条第三項第三号中「第三十八条」の下に「第三十八条の四」を加える。

第二十二条第二項中「掲げる事項」の下に「外国人住民である申請者にあつては、同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項」を加え、同条に次の二項を加える。

9 住民基本台帳に記録されている者は、その者の利便及び迅速な個人番号カード利用利用証明用電子証明書の提供に資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、第一項の規定にかかわらず、住所都市町村長以外の市町村長及び住所都市町村長を経由して、機構に対し、同項の申請をすることができ

10 第二項から第八項までの規定は、前項の規定による第一項の申請について準用する。この場合において、第二項中「に対し」とあるのは「に対し、住所都市町村長以外の市町村長を経由して」と、第三項中「住所都市町村長」とあるのは「住所都市町村長以外の市町村長」と、当該市町村」とあるのは「住所都市町村長がその長である市町村」と、「をする」とあるのは「のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項第二号に掲げる措置に準ずるものとして政令で定める措置をとる」と、「利用者証明利用者確認」とあるのは「当該措置の」と、「できる」とあるのは「当該措置の」と、「できる」とあるのは「当該措置の」と、同条第四項中「前項の規定により利用者証明利用者確認」とあるのは「利用者証明利用者確認」と読み替えるものとする。

第二十二條の二第二項中「第七号」の下に「に掲げる事項（外国人住民である申請者にあつては、同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項）」を、「第六号まで」の下に「に掲げる事項」を加え、同条に次の四項を加える。

3 戸籍の附票に記録されている国外転出者は、その者の利便及び迅速な個人番号カード利用利用証明用電子証明書の提供に資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、第一項の規定にかかわらず、附票管理市

町村長以外の市町村長及び附票管理市町村長を経由して、機構に対し、同項の申請をすることができ

4 第二項において読み替えて準用する前条第二項から第八項までの規定は、前項の規定による第一項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「に対し」とあるのは「に対し、附票管理市町村長以外の市町村長を経由して」と、同条第三項中「附票管理市町村長」とあるのは「附票管理市町村長以外の市町村長」と、「当該市町村」とあるのは「附票管理市町村長がその長である市町村」と、「をする」とあるのは「のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項第二号に掲げる措置に準ずるものとして政令で定める措置をとる」と、「利用者証明利用者確認」とあるのは「当該措置の」と、「できる」とあるのは「当該措置の」と、同条第四項中「前項の規定により利用者証明利用者確認」とあるのは「利用者証明利用者確認」と読み替えるものとする。

5 戸籍の附票に記録されている国外転出者は、第一項の規定にかかわらず、領事官及び附票管理市町村長を経由して、機構に対し、同項の申請をすることができ

6 第二項において読み替えて準用する前条第二項から第八項までの規定は、前項の規定による第一項の申請について準用する。この場合において、同条第二項中「に対し」とあるのは「に対し、領事官を経由して」と、同条第三項中「附票管理市町村長」とあるのは「領事官」と、「をする」とあるのは「のうち行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項第二号に掲げる措置に準ずるものとして政令で定める措

置をとる」と、「利用者証明利用者確認の」とあるのは「当該措置の」と、「できる」とあるのは「できる」。この場合において、領事官は、当該措置をとったときは、附票管理市町村長に対し、その旨を通知し、かつ、当該申請書を送付するものとする」と、同条第四項中「前項の規定により利用者証明利用者確認」とあるのは「利用者証明利用者確認」と読み替えるものとする。

第二十八条第一項中「利用者証明利用者は」の下に「住所地市町村長（国外転出者である利用者証明利用者にあつては、附票管理市町村長又は領事官及び附票管理市町村長）を経由して」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該申請は、当該利用者証明利用者の利便及び当該申請が速やかに行われることに資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、住所地市町村長以外の市町村長及び住所地市町村長（国外転出者である利用者証明利用者にあつては、附票管理市町村長以外の市町村長及び附票管理市町村長）を経由してすることができる。

第二十八条第二項中「及び第八項」の下に「これらの規定を同条第十項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び第四項において同じ。」を加え、同条第三項中「及び第八項」の下に「これらの規定を第二十二條の二第四項及び第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。」を加え、「同条第五項」を「第二十二條の二第二項において読み替えて準用する第二十二條第五項」に改める。

第二十九条第一項中「附票管理市町村長」の下に「又は領事官及び附票管理市町村長」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該届出は、当該利用者証明利用者の利便及び当該届出が速やかに行われることに資するものとして総務省令で定める事情がある場合には、住所地市町村長

以外の市町村長及び住所地市町村長（国外転出者である利用者証明利用者にあつては、附票管理市町村長以外の市町村長及び附票管理市町村長）を経由してすることができる。

第二十九条第二項中「及び第八項」の下に「これらの規定を同条第十項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び第四項において同じ。」を加え、同条第三項中「及び第八項」の下に「これらの規定を第二十二條の二第四項及び第六項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。」を加え、「同条第二項」を「第二十二條の二第二項において読み替えて準用する第二十二條第二項」に改める。

第三十五条の二第二項中「事項（の下に）外国人住民である申請者にあつては同条第一号、第二号、第三号及び第七号に掲げる事項」を加え、「あつては」を「あつては」に改める。

第三十六条第一項中「を確認する」を「の確認又は第三十八條の四第一項の規定による確認をする」に改める。

第三十七条第一項中「次条第一項」の下に「又は第三十八條の四第一項」を加え、同条第四項第一号中「次条」の下に「第三十八條の四」を加える。

第二章第二節第三款中第三十八條の三の次に次の一条を加える。

（電子利用者証明が行われない場合における通知された個人番号カード利用者証明用電子証明書に係る利用者証明検査者の義務）

第三十八條の四 利用者証明検査者は、第三十八條第一項の規定により利用者証明利用者が行った電子利用者証明について当該利用者証明利用者が当該電子利用者証明を行ったことの確認をした後（当該利用者証明検査者が署名検証者であり、かつ、当該利用者証明利用者が署名利用者である場合には、同項の規定により当該確認をした後又は第十九條第一項の規定により当該署名利用者から通知された

電子署名が行われた情報について当該署名利用者者が当該電子署名を行ったことの確認をした後）、当該利用者証明利用者に係る個人番号カード利用者証明用電子証明書の通知を受理したとき（第三十八條第一項に規定するときを除く。）は、当該個人番号カード利用者証明用電子証明書が第三十四條第一項の規定により効力を失っていないことを確認しなければならぬ。

2 利用者証明検査者は、前項の規定による確認を行うに当たり、同項の個人番号カード利用者証明用電子証明書が個人番号カードに記録されているものであることを確認するための措置として主務省令で定めるものを講じなければならない。

第四十六條中「及び市町村長」を「市町村長及び領事官」に改める。

第四十八條の見出し中「市町村」を「市町村等」に改め、同条第一項中「又は職員であつた者を若しくは職員であつた者又は大使館、公使館若しくは領事館の職員若しくは職員であつた者その他総務省令・外務省令で定める者に改め、同条第二項中「市町村長」の下に「若しくは領事官」を加える。

第四十九條第二項中「市町村長」の下に「又は領事官」を加える。

第五十三條第一項中「第三十八條第一項」の下に「又は第三十八條の四第一項」を加える。

第六十二條中「及び市町村長」を「市町村長及び領事官」、「及び市町村」を「市町村及び大使館、公使館又は領事館その他総務省令・外務省令で定める者が」に改める。

第六十七條第一項第一号中「第三條第六項（の下に同条第十項並びに）」を、「第三條の二第二項」の下に「第四項及び第六項」を加え、同項第五号中「第二十二條第六項（の下に同条第十項並びに）」を、「第二十二條の二第二項」の下に「第四項及び第六項」を加え、同条第三項中「住所地市町村長又は附票管理市町村長」を「市

町村長」に改める。

第七十一條の二中「第三條の二第二項」を「第三條第十項において準用する同条第三項（第九條第二項及び第十條第二項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第九條第二項及び第十條第二項において準用する場合を含む。）、及び第七項、第三條の二第二項に、「第二十二條第三項」を、「第三條の二第四項において準用する同条第三項において準用する第三條第三項第九條第三項及び第十條第三項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第九條第三項及び第十條第三項において準用する場合を含む。）、及び第七項、第三條の二第六項において準用する同条第二項において準用する第三條第四項、第五項（第九條第三項及び第十條第三項において準用する場合を含む。）、及び第七項、第二十二條第三項に、「並びに」を、「第二十二條第十項において準用する同条第三項（第二十八條第二項及び第二十九條第二項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第二十八條第二項及び第二十九條第二項において準用する場合を含む。）及び第七項」に、「の規定を」を「第二十二條の二第四項において準用する同条第二項において準用する第二十二條第三項（第二十八條第三項及び第二十九條第三項において準用する場合を含む。）、第四項、第五項（第二十八條第三項及び第二十九條第三項において準用する場合を含む。）及び第七項並びに第二十二條の二第六項において準用する同条第二項において準用する第二十二條第四項、第五項（第二十八條第三項及び第二十九條第三項において準用する場合を含む。）及び第七項の規定」に改める。

第七十八條の次に次の一条を加える。
第七十八條の二 第七十三條及び第七十四條（第四十八條第一項（大使館、公使館若しくは領事館の職員又は職員であつた者その他総務省令・外務省令で定める者に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定は、日本国外

においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第七十九条第一項中「及び前二条」を、「第七十七条及び第七十八条」に改める。

（健康保険法の一部改正）

第五条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十一条の二」を「第五十一条の三」に改める。

第三章第三節中第五十一条の二の次に次の一条を加える。

（被保険者の資格の確認に必要な書面の交付等）

第五十一条の三 被保険者又はその被扶養者が電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、保険者に対し、当該状況にある被保険者若しくはその被扶養者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）による提供を求めることができる。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該書面の交付の求めを行った被保険者に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行った被保険者に対しては当該事項を電磁的方法により提供することとする。

2 前項の規定により同項の書面の交付を受け、若しくは電磁的方法により同項の厚生労働省令で定める事項の提供を受けた被保険者又はその被扶養者は、当該書面又は当該事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを提示することにより、第六十三条第三項（第百十条第七項において準用する場合を含む）、第八十五条第一項、第八十五条の二第一項、第八十六条第一項又は第八十八条第

三項（第百十一条第三項において準用する場合を含む。）の確認を受けることができる。

（船員保険法の一部改正）

第六条 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条」を「第二十八条の二」に改める。

第三章第三節中第二十八条の次に次の一条を加える。

（被保険者の資格の確認に必要な書面の交付等）

第二十八条の二 被保険者又はその被扶養者が電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、協会に対し、当該状況にある被保険者若しくはその被扶養者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）による提供を求めることができる。この場合において、協会は、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該書面の交付の求めを行った被保険者に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行った被保険者に対しては当該事項を電磁的方法により提供することとする。

2 前項の規定により同項の書面の交付を受け、若しくは電磁的方法により同項の厚生労働省令で定める事項の提供を受けた被保険者又はその被扶養者は、当該書面又は当該事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを提示することにより、第五十三条第六項（第七十六条第六項において準用する場合を含む）、第六十一条第一項、第六十二条第一項、第六十三条第一項又は第六十五条第三項（第七十八条第三項において準用する場合を含む。）の確認を受けることができる。

（戸籍法の一部改正）

第七條 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五節 氏名の変更（第七條・第七條の二）」を「第十五節 氏名の変更（第七條・第七條の二） 氏名の振り仮名の變更（第七條の三・第七條の四）」に改める。

第十三条中「の外」を「のほか」に、「左」を「次に掲げる」に改め、同条中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 氏名の振り仮名（氏に用いられる文字の読み方を示す文字（以下「氏名の振り仮名」という。）及び名に用いられる文字の読み方を示す文字（以下「名の振り仮名」という。）をいう。以下同じ。）

第十三条に次の二項を加える。
前項第二号の読み方は、氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められていないものでなければならない。
氏名の振り仮名に用いることができる仮名及び記号の範囲は、法務省令で定める。

第二十九条中「次の」を「次に掲げる」に改め、同条第四号中「本人とを」を「本人とが」に、「本人の氏名」を「本人の」に、「戸籍」を「及び戸籍」に、「及び」を「並びに」に改め、同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 届出事件の本人の氏名及び氏名の振り仮名

第五十七条第二項中「をつけ」を「及び氏名の振り仮名を付け」に、「且つ」を「かつ」に改め、「並びに氏名」の下に、「氏名の振り仮名」を加える。
第七條第一項中「配偶者は、」の下に「氏及び氏の振り仮名を変更することについて」を加え、「その旨」を「その許可を得た氏及び氏の振り仮名に改め、同条第二項中「その旨」の下に「及び変更しようとする氏の振り仮名」を加える。

第七條の二 氏名の振り仮名の變更（第七條の三・第七條の四）

第七條の二 中「者」は、「の下に」名及び名の振り仮名を変更することについてを加え、「その旨」を「その許可を得た名及び名の振り仮名」に改める。

第四章第十五節の次に次の一節を加える。

第十五節の二 氏名の振り仮名の変更
第七條の三 やむを得ない事由によつて氏の振り仮名を変更しようとするときは、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。

第七條の四 正当な事由によつて名の振り仮名を変更しようとする者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。

第一百十條第二項中「第十三條」を「第十三條第一項」に、「の外」を「のほか」に改める。

（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）

第八條 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第三項第二号中「第六項及び第七項を」第七項及び第八項に改め、同条第五項中「及び次項を」から第七項までに、「（次項）を（次項及び第七項に改め、こをいう）」の下に「次項において同じ」を加え、同条第十四項中「第十二項を」第十三項に改め、同条第十五項とし、同条第十三項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第八項を」第九項に、「第九項を」第十項に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同

条第十項を同条第十一項とし、同条第九項第一号中「第六項」を「第七項」に改め、同項第二号中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項第一号中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 本人が電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該本人は、防衛省令で定めるところにより、国に対し、当該状況にある本人に係る保険医療機関等若しくは指定訪問看護事業者による本人であることの確認のために必要な事項として防衛省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて防衛省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）による提供を求めることができる。この場合において、国は、防衛省令で定めるところにより、速やかに、当該書面の交付の求めを行った本人に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行った本人に対しては当該事項を電磁的方法により提供するものとする。

第三十三条中「第二十二條第十一項」を「第二十二條第十二項」に改める。
第三十四条中「第二十二條第十二項」を「第二十二條第十三項」に改める。
(国家公務員共済組合法の一部改正)
第九条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十三條」を「第五十三條の二」に改める。
第四章第二節第一款中第五十三條の次に次の一条を加える。
(組合員の資格の確認に必要な書面の交付等)

第五十三條の二 組合員又はその被扶養者が第五十五條第一項に規定する電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該組合員は、財務省令で定めるところにより、組合員に対し、当該状況にある組合員若しくはその被扶養者の資格に係る情報として財務省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）による提供を求めることができる。この場合において、当該組合員は、財務省令で定めるところにより、速やかに、当該書面の交付の求めを行った組合員に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行った組合員に対しては当該事項を電磁的方法により提供するものとする。

2 前項の規定により同項の書面の交付を受け、若しくは電磁的方法により同項の財務省令で定める事項の提供を受けた組合員又はその被扶養者は、当該書面又は当該事項を財務省令で定める方法により表示したものを提示することにより、第五十五條第一項（第五十七條第七項において準用する場合を含む。）、第五十五條の三第一項、第五十五條の四第一項、第五十五條の五第一項又は第五十六條の二第一項（第五十七條の三第三項において準用する場合を含む。）の確認を受けることができる。

(国民健康保険法の一部改正)
第十条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。
第四条第三項中「第九條第三項、第七項及び第十項」を削り、「第十一條第二項」の下に「第五十四條の三第一項、第二項及び第四項」を加える。
第九條第二項から第四項までを次のように改める。

2 世帯主と同一の世帯に属する全て又は一部の被保険者が第三十六條第三項に規定する電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該世帯主は、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、当該状況にある被保険者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項から第四項までにおいて同じ。）による提供を求めることができる。この場合において、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該書面の交付の求めを行った世帯主に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行った世帯主に対しては当該事項を電磁的方法により提供するものとする。

3 前項の規定により同項の書面の交付を受け、又は電磁的方法により同項の厚生労働省令で定める事項の提供を受けた世帯主と同一の世帯に属する被保険者は、当該書面又は当該事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを提示することにより、第三十六條第三項本文（第五十二條第六項、第五十二條の二第三項、第五十三條第三項及び第五十四條の三第六項において準用する場合を含む。）又は第五十四條の二第三項（第五十四條の三第六項において準用する場合を含む。）の確認を受けることができる。

4 世帯主は、その世帯に属する全て又は一部の被保険者の資格に係る事実の確認のため、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主が住所を有する市町村に対し、当該事実を記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供を求めることができる。この場合において、当該市町村は、厚生労働省令で定めるところにより、当該書面の交付の求めを行った世帯主に対しては当該電磁的方法による提供の求めを行った世帯主に対しては当該事項を電磁的方法により提供するものとする。

該書面の交付の求めを行った世帯主に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行った世帯主に対しては当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するものとする。

第九條第五項から第八項までを削り、同条第九項中「届け出るとともに、当該被保険者に係る被保険者証又は被保険者資格証明書を返還しなければ」を「届け出なければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第十項から第十三項までを削り、同条第十四項中「第九項」を「前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十五項中「並びに被保険者証及び被保険者資格証明書」を「及び被保険者の資格に関する確認」に改め、同項を同条第七項とする。

第二十二条を次のように改める。
(準用規定)

第二十二条 第九條第六項を除く。の規定は、組合が行う国民健康保険の被保険者に関する届出及び被保険者の資格に関する確認について準用する。この場合において、同条第一項、第三項及び第五項中「世帯主」とあるのは「組合員」と、同条第二項中「市町村」とあるのは「組合」と、同条第三項中「世帯主」とあるのは「組合員」と、同項及び同条第四項中「世帯主は」とあるのは「組合員は」と、「当該世帯主が住所を有する市町村」とあるのは「組合」と、「当該市町村」とあるのは「組合員」と読み替えるものとする。

第三十六條第一項ただし書、第五十二條第一項ただし書、第五十二條の二第一項ただし書、第五十三條第一項ただし書、第五十四條第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第五十四條の二第二項ただし書中「係る被保険者資格証明書の交付」について第五十四條の三第一項又は第二項本文の規定の適用に改める。
第五十四條の三第一項を次のように改める。
市町村及び組合は、保険料を滞納している

世帯主(当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。)又は組合員(その世帯に属する全ての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第十七号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付(以下この項及び第四項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。)を受けることができる世帯主又は組合員を除く。以下この条において「保険料滞納世帯主等」という。)が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、当該市町村又は組合が当該保険料の納付の勧奨及び当該保険料の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組(次項並びに第六十三条の二第一項及び第二項において「保険料納付の勧奨等」という。)を行つてもなお当該保険料を納付しない場合において「は、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該世帯に属する被保険者(原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者及び十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者を除く。以下この条(第四項及び第五項を除く。)において同じ。)が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付又は入院時食事療養費等(入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費又は訪問看護療養費をいう。第四項及び第五項において同じ。)の支給(次項及び第五項において「療養の給付等」という。)に代えて、当該保険料滞納世帯主等に対し、特別療養費を支給する。 第五十四条の三第五項中「中」療養の給付を」を中「に、「は」被保険者証が交付されているならば療養の給付を」を「は、」に改め、「「入	院時食事療養費の支給を受けるべき場合」とあるのは「被保険者証が交付されているならば入院時食事療養費の支給を受けることができる場合」と、「入院時生活療養費の支給を受けるべき場合」とあるのは「被保険者証が交付されているならば入院時生活療養費の支給を受けることができる場合」と、「保険外併用療養費の支給を受けるべき場合」とあるのは「被保険者証が交付されているならば保険外併用療養費の支給を受けることができる場合」とを削り、同項を同条第九項とし、同条第四項中「に規定する場合において」を「又は第二項本文の規定の適用を受けている保険料滞納世帯主等の世帯に属する」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「に規定する場合において、当該世帯主又は組合員に対し当該被保険者に係る被保険者証が交付されている」を「又は第二項本文の規定の適用を受けている保険料滞納世帯主等の世帯に属する被保険者がこれらの規定の適用を受けていない」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項中「及びこれを」又は指定訪問看護及びこれを削り、「被保険者証が交付されているならば」を削り、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。	規定により特別療養費を支給するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、保険料滞納世帯主等に対し、その世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、特別療養費を支給する旨を通知するものとする。	下に「当該市町村又は組合が保険料納付の勧奨等を行つてもなお」を加え、同条第三項中「第九条第六項(第二十二條において準用する場合を含む)」の規定により被保険者資格証明書の交付」を「第五十四条の三第一項又は第二項本文の規定の適用に改める。 第六十六条の二第二項中「第三項及び第四項」を「第二項、第四項、第七項及び第八項」に改め、同条第二項中「第五十四条の三第二項」を「第五十四条の三第六項」に改める。 第七十六条の三第二項中「国民年金法」の下に「昭和三十四年法律第一百四十一号」を加える。 第九十一条第一項中「被保険者証の交付の請求又は返還に関する」を「第九条第二項及び第四項の規定による求めに対する」に改める。 第一百九条及び第一百十九条の二中「第五十四条の三第二項」を「第五十四条の三第六項」に改める。 第二百二十七条第一項中「第九項」を「第五項」に、「若しくは虚偽の届出をした者又は同条第三項若しくは第四項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。 (地方公務員等共済組合法の一部改正) 第十一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第一百五十二号)の一部を次のように改正する。 目次中「第五十五条」を「第五十五条の二」に改める。 第四章第二節第一款中第五十五条の次に次の一条を加える。 (組合員の資格の確認に必要な書面の交付等) 第五十五条の二 組合員又はその被扶養者が第五十七条第一項に規定する電子資格確認を受けることができるない状況にあるときは、当該組合員は、主務省令で定めるところにより、組合員に対し、当該状況にある組合員若しくはその被扶養者の資格に係る情報として主務省令で定める事項を記載した書面の交付又は当
3 市町村及び組合は、第一項又は前項本文の	2 市町村及び組合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過する前においても、当該市町村又は組合が保険料納付の勧奨等を行つてもなお保険料滞納世帯主等が当該保険料を納付しない場合においては、その世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付等(に代えて、当該保険料滞納世帯主等に対し、特別療養費を支給することができる。ただし、同項の政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。	4 市町村及び組合は、第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている保険料滞納世帯主等が滞納している保険料を完納した場合若しくはその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合又はその世帯に属する被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となつた場合において、これらの場合に該当する世帯主又は組合員の世帯に属する被保険者(当該保険料滞納世帯主等の世帯に属する被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となつた場合にあつては、当該被保険者に限る。以下この項及び次項において同じ。)が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、当該世帯主若しくは組合員の世帯に属する被保険者に対し療養の給付を行い、又は当該世帯主若しくは組合員に対し入院時食事療養費等を支給する。	規定により特別療養費を支給するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、保険料滞納世帯主等に対し、その世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、特別療養費を支給する旨を通知するものとする。
5 市町村及び組合は、前項の規定により療養の給付を行い、又は入院時食事療養費等を支給するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、同項に規定する場合に該当する世帯主又は組合員に対し、その世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、療養の給付等を行う旨を通知するものとする。 第六十三条の二第二項中「組合員」の下に「当該市町村又は組合が保険料納付の勧奨等を行つてもなお」を加え、同条第二項中「組合員」の	規定により特別療養費を支給するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、保険料滞納世帯主等に対し、その世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、特別療養費を支給する旨を通知するものとする。	規定により特別療養費を支給するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、保険料滞納世帯主等に対し、その世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、特別療養費を支給する旨を通知するものとする。	規定により特別療養費を支給するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、保険料滞納世帯主等に対し、その世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、特別療養費を支給する旨を通知するものとする。
規定により特別療養費を支給するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、保険料滞納世帯主等に対し、その世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、特別療養費を支給する旨を通知するものとする。	規定により特別療養費を支給するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、保険料滞納世帯主等に対し、その世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、特別療養費を支給する旨を通知するものとする。	規定により特別療養費を支給するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、保険料滞納世帯主等に対し、その世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、特別療養費を支給する旨を通知するものとする。	規定により特別療養費を支給するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、保険料滞納世帯主等に対し、その世帯に属する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、特別療養費を支給する旨を通知するものとする。

該事項の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて主務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）による提供を求めることができる。この場合において、当該組合は、主務省令で定めるところにより、速やかに、当該書面の交付の求めを行った組合員に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行った組合員に対しては当該事項を電磁的方法により提供するものとする。

2 前項の規定により同項の書面の交付を受け、若しくは電磁的方法により同項の主務省令で定める事項の提供を受けた組合員又はその被扶養者は、当該書面又は当該事項を主務省令で定める方法により表示したものを提示することにより、第五十七条第一項（第五十九条第七項において準用する場合を含む。）、第五十七條の三第一項、第五十七條の四第一項、第五十七條の五第一項又は第五十八條の二第一項（第五十九條の三第三項において準用する場合を含む。）の確認を受けることができる。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）第十二条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第三項から第五項までを次のように改める。

3 被保険者が第六十四条第三項に規定する電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、当該状況にある被保険者の資格に係る情報として厚生労働省令で定める事項を記載した書面の交付又は当該事項の電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項

から第五項までにおいて同じ。）による提供を求めることができる。この場合において、当該後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定めるところにより、速やかに、当該書面の交付の求めを行った被保険者に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行った被保険者に対しては当該事項を電磁的方法により提供するものとする。

4 前項の規定により同項の書面の交付を受け、又は電磁的方法により同項の厚生労働省令で定める事項の提供を受けた被保険者は、当該書面又は当該事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを提示することにより、第六十四条第三項本文（第七十四条第十項、第七十五条第三項、第七十六条第六項及び第八十二条第六項において準用する場合を含む。）又は第七十八条第三項（第八十二条第六項において準用する場合を含む。）の確認を受けることができる。

5 被保険者は、当該被保険者の資格に係る事実の確認のため、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療広域連合に対し、当該事実を記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供を求めることができる。この場合において、当該後期高齢者医療広域連合は、厚生労働省令で定めるところにより、当該書面の交付の求めを行った被保険者に対しては当該書面を交付するものとし、当該電磁的方法による提供の求めを行った被保険者に対しては当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供するものとする。

第五十四条第六項から第九項までを削り、同条第十項を同条第六項とし、同条第十一項中「並びに被保険者証及び被保険者資格証明書」を「及び被保険者の資格に関する確認」に改め、同項を同条第七項とする。

第六十四条第一項ただし書、第七十四条第一

項ただし書、第七十五条第一項ただし書、第七十六条第一項ただし書、第七十七条第一項ただし書及び第二項ただし書並びに第七十八条第一項ただし書中「被保険者資格証明書の交付」を「第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用」に改める。

第八十二条第一項を次のように改める。

後期高齢者医療広域連合は、保険料を滞納している被保険者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（第四項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる被保険者を除く。以下この条において「保険料滞納者」という。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に、市町村が当該保険料の納付の勧奨及び当該保険料の納付に係る相談の機会の確保その他厚生労働省令で定める保険料の納付に資する取組（次項並びに第九十二条第一項及び第二項において「保険料納付の勧奨等」という。）を行つてもなお当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、当該保険料滞納者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、当該保険料滞納者に対し、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付又は入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費若しくは訪問看護療養費の支給（次項、第四項及び第五項において「療養の給付等」という。）に代えて、特別療養費を支給する。

第八十二条第五項中「中」療養の給付を」を「中」に、「は被保険者証が交付されているならば療養の給付を」を「は、」に改め、「入院時食事療養費の支給を受けるべき場合」とあるのは

「被保険者証が交付されているならば入院時食事療養費の支給を受けることができる場合」と、「入院時生活療養費の支給を受けるべき場合」とあるのは「被保険者証が交付されているならば入院時生活療養費の支給を受けることができる場合」と、「保険外併用療養費の支給を受けるべき場合」とあるのは「被保険者証が交付されているならば保険外併用療養費の支給を受けることができる場合」とを削り、同項を同条第九項とし、同条第四項中「に規定する場合において、被保険者」を「又は第二項本文の規定の適用を受けている保険料滞納者」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「に規定する場合において、当該被保険者に対し被保険者証が交付されているならば」を「又は第二項本文の規定の適用を受けていないとすれば」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項中「及びこれ」を「又は指定訪問看護及びこれら」に、「必要な」を「必要」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 後期高齢者医療広域連合は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過する前においても、市町村が保険料納付の勧奨等を行つてもなお保険料滞納者が当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料滞納者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、当該保険料滞納者に対し、その療養又は指定訪問看護に要した費用について、療養の給付等に代えて、特別療養費を支給することができる。ただし、同項の政令で定める特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

3 後期高齢者医療広域連合は、第一項又は前項本文の規定により特別療養費を支給するときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、保険料滞納者に対し、当該保険料滞納者が保険医療機関等から療養を受けた

とき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、特別療養費を支給する旨を通知するものとする。

4 後期高齢者医療広域連合は、第一項又は第二項本文の規定の適用を受けている保険料滞納者が滞納している保険料を完納した場合若しくはその者に係る滞納額の著しい減少、災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合又は当該被保険者が原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる者となつた場合において、これらの場合に該当する被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、当該被保険者に対し、療養の給付等を行う。

5 後期高齢者医療広域連合は、前項の規定により療養の給付等を行うときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、同項に規定する場合に該当する被保険者に対し、当該被保険者が保険医療機関等から療養を受けたとき、又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたときは、療養の給付等を行う旨を通知するものとする。

第九十二条第一項中「間」の下に「、市町村が保険料納付の勧奨等を行つてもなお」を加え、同条第二項中「被保険者が」の下に「、市町村が保険料納付の勧奨等を行つてもなお」を加え、同条第三項中「第五十四条第七項の規定により被保険者資格証明書の交付」を「第八十二条第一項又は第二項本文の規定の適用」に改める。

第二百二十八条第一項中「被保険者証の交付の請求又は返還に関する」を「第五十四条第三項及び第五項の規定による求めに対する」に改める。

第六百六十五条中「第八十二条第二項」を「第八十二条第六項」に改める。

第七百七十一条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り

上げる。

（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正）

第十三条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十七条第一項の規定に基づく同法第二条第七項の個人番号カード（以下この号及び次号において「個人番号カード」という。）の交付の申請の受付及び当該申請に係る個人番号カードの引渡し、同法第十七条第四項の規定に基づく同項の届出の受付、当該届出に係る個人番号カードの受付及び同項において準用する同条第三項の返還に係る個人番号カードの引渡し、同条第五項の規定に基づく同項の届出の受付並びに同条第七項の規定に基づく個人番号カードの返納の受付

九 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十七条第一項の規定に基づく個人番号カードの交付に当たり、市町村長（特別区の区長を含む。以下この号において同じ。）が電子情報処理組織（当該市町村長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と当該郵便局の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いて映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によつて本人確認の措置（同項後段の措置をいう。以下この号及び次条第一項において同じ。）を行う場合における当該本人確認の措置に係る書類の受付及び個人番号カードの交付の申請をした者が当該本人確認の措置を受

けるために必要な連絡その他の事務

第三条第一項第二号中「必要な施設及び設備」の下に「（前条第九号に掲げる事務にあつては、本人確認の措置を適正かつ確実に行うために必要な施設及び設備を含む。）」を加え、同項第三号中「必要な措置」の下に「（前条第九号に掲げる事務にあつては、本人確認の措置を適正かつ確実に行うために必要な措置を含む。）」を加える。

第十四条 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「第三条第一項」の下に「及び第三条の二第二項」を加え、「同項」を同法第三条第一項に改め、「同条第三項」の下に「及び同法第三条の二第二項において準用する同法第三条第三項（同法第三条の二第四項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）」を加え、「及び」を「並びに」に、「同条第四項」を「同法第三条第四項及び同法第三条の二第二項において準用する同法第三条第四項 同法第三条の二第四項において準用する場合を含む。」に改め、「第三条第三項」の下に「及び同法第九条第三項において準用する同法第三条の二第二項において準用する同法第三条第三項」を加え、同条第七号中「第二十二条第一項」の下に「及び第二十二条の二第二項」を加え、「同項」を「同法第二十二条第一項に改め、「同条第三項」の下に「及び同法第二十二条の二第二項において準用する同法第二十二条第二項において準用する同法第二十二条第三項（同法第二条の二第四項において準用する場合を含む。）」に改め、「第二十二

条の二第二項において準用する同法第二十二條の二第四項において準用する同法第二十二條の二第四項において準用する場合を含む。」に改め、「第二十二條第三項の下に「及び同法第二十八條第三項において準用する同法第二十二條の二第二項において準用する同法第二十二

条第三項を加え、同条第八号中「当該申請」を「同法第十六条の二第四項の規定に基づく送付又は同条第五項の規定に基づく送付（同条第三項の申出に係る市町村長（特別区の区長を含む。同号において同じ。）に対するものに限る。）」に、「第十七條第四項」を「第十七條第七項」に、「同条第三項」を「同条第六項」に、「同条第五項」を「同条第八項」に、「同条第七項」を「同条第十項」に改め、同条第九号中「特別区の区長を含む。以下この号において同じ。」を削り、「本人確認の措置（同項後段の措置をいう。以下この号及び次条第一項において同じ。）」を「同項第二号に掲げる措置（以下この号及び次条第一項において「第二号措置」という。）に、「当該本人確認の措置」を「当該第二号措置」に改める。

第三条第一項第二号及び第三号中「本人確認の措置」を「第二号措置」に改める。

（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の一部改正）

第十五条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（行政機関の長等からの利用口座情報の提供による登録）」に改め、同条第一項中「この項の規定による同意の取得及び情報の提供を」を「国税庁長官、厚生労働大臣その他この項の規定による事務」に、「係るもの」を「係るもの（以下「利用口座情報」という。）」に改め、同項第二号中「第九条」を「次条第三項及び第九条」に改め、同条第二項中「情報」を「利用口座情報」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（行政機関の長等からの利用口座情報の提供による登録の特例）

第五条の二 前条第一項に規定する行政機関の長等（厚生労働大臣その他この項の規定による事務を適切に行い得るものと認められる者

としてデジタル庁令で定めるものに限る。）は、同条第一項の規定によるもののほか、利用口座情報を保有している場合において、デジタル庁令で定めるところにより、当該預貯金者に対し、次に掲げる事項及び当該預貯金者に係る利用口座情報を内閣総理大臣に提供することについて同意するかどうかを回答するよう求める旨を記載した書面を次項に規定する方法により送付した上で、当該預貯金者から同意を得たとき（第二号の規定により同意をしたものとして取り扱われることとなる場合を含む。）は、当該預貯金者に係る利用口座情報を内閣総理大臣に提供することができる。

一 当該同意をした場合において、当該預貯金者が公的給付支給等口座登録者でないときは、公的給付支給等口座登録簿に第三項各号に掲げる事項が記録されること。

二 当該書面が到達した日から起算して三十日以上が経過した日までの期間としてデジタル庁令で定める期間を経過するまでの間に同意又は不同意の回答がないときは、当該同意をしたものとして取り扱われることとなること。

三 前条第一項第二号に掲げる事項

2 前項の規定による預貯金者への送付は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとしてデジタル庁令で定めるものに付し、かつ、前項に規定する回答を行うために必要なものとしてデジタル庁令で定めるものを添付して行うものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による利用口座情報の提供を受けた時点において、当該

預貯金者が公的給付支給等口座登録者でないときは当該預貯金者を第三条第二項の申請をした者とみなして同条第一項の登録をし、当該預貯金者が公的給付支給等口座登録者であるときはデジタル庁令で定める方法により当該預貯金者に対しその旨及び当該預貯金者に係る公的給付支給等口座情報は変更されない旨を通知するものとする。この場合において、同条第四項中「その旨」とあるのは、「その旨及び第五条の二第一項の規定により利用口座情報の提供を受けた旨」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 国庫は、予算の範囲内で、第一項の規定による事務の執行に要する費用を負担する。

（日本年金機構への事務の委託）

第五条の三 厚生労働大臣は、第五条第一項及び前条第一項の規定による事務（日本年金機構が行うこととされている公的給付の支給等に係る事務に限る。）を日本年金機構に行わせるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第三条第二項の改正規定及び同法第九条第二項の改正規定並びに第十三条の規定並びに附則第十七条、第十九条及び第二十条の規定 公布の日

二 第二条中行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項の改正規定（同項中「記載され」の下に第十六条の二第一項の申請の日において本人の年齢が主務省令で定める年齢に満たない場合を除き）を加える部分及び同項第二号

中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改める部分に限る。）、同法第十六条の二の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第十八条の二の改正規定、同法第三十八条の八第一項の改正規定及び同法第四十四条の改正規定並びに第五条、第六条及び第八条から第十二条までの規定並びに次条並びに附則第十五条、第十六条、第十八条、第二十二條から第二十五条まで及び第二十七条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第三条中住民基本台帳法第七条の改正規定、同法第十七条の改正規定、同法第二十条第五項の改正規定、同法第二十一条の第三項の改正規定、同法第三十条の四十一第一項の改正規定、同法第三十条の四十五の改正規定、同法第三十条の五十の改正規定及び同法第三十条の五十一の改正規定並びに第七条の規定並びに附則第四条、第六条から第十四条まで及び第二十八条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

四 第二条の規定（第二号に掲げる改正規定を除く。）並びに第四条中電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第三条第二項の改正規定、同法第三条の二第二項の改正規定、同法第七条の改正規定、同法第十二条第一号の改正規定、同法第十六条の六の改正規定、同法第二十二条第二項の改正規定、同法第三十五条の二第二項の改正規定及び同法第三十五条の二第二項の改正規定並びに附則第三条及び第五条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に申請され、又は発行されている個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（次条第二項において「番号利用法」という。）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。次条において同じ。）の本人の写真の表示については、なお従前の例による。

第三条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に申請され、又は発行されている個人番号カードの記載事項については、なお従前の例による。

2 第二条の規定による改正後の番号利用法第十六条の二第一項の申請をした者に係る住民票に当該申請の日において第三条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の住民基本台帳法（以下この項及び附則第五条第三項において「新住民基本台帳法」という。）第七条第一号の二に掲げる事項が記載されていない場合（住民基本台帳法第十七条第三号に規定する国外転出者にあつては、その申請をした者に係る戸籍の附票に新住民基本台帳法第十七条第二号の二に掲げる事項が記載されていない場合）における当該申請に係る個人番号カードの記載事項については、なお従前の例による。（住民基本台帳法の一部改正に伴う電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の適用に関する経過措置）

第四条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）から同条第四号に掲げる規定の施行の日（次条第三項において「第四号施行日」という。）の前日までの間における次の表の上欄に掲げる電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（次条において「公的個人認証法」という。）の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第二項及び第二十二條第二項	から第三号まで	、第二号、第三号
第三条の二第二項、第七條第一項第三号、第十二條第一号、第十六條の二第二項、第十六條の六第一項第三号、第二十二條の二第二項及び第三十五條の二第二項	から第三号まで から第六号まで	、第二号、第三号 及び第三号から第六号まで
第七條第二項及び第十六條の六第二項	「及び から第六号まで 「に 及びその	「第三号及び 及び第三号から第六号まで 「及び第三号に 並びにその

（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第五條 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に公的個人認証法第十五條第一項又は第十六條の十四第一項の規定により効力を失っていない個人番号カード用署名用電子証明書（公的個人認証法第三條第一項に規定する個人番号カード用署名用電子証明書をいう。次項及び第三項において同じ。）又は公的個人認証法第十六條の二第一項に規定する移動端末設備用署名用電子証明書の記録事項については、なお従前の例による。

2 前項の規定の適用を受ける個人番号カード用署名用電子証明書の発行を受けている署名利用者（公的個人認証法第二條第四項に規定する署名利用者をいう。次項において同じ。）についての第四條の規定（附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の公的個人認証法第十二條（第一号に係る部分に限る。）の規定の

適用については、次に掲げる場合に該当するときは、同条第一号に規定する記載の修正（以下この項及び第四項において「住民票の記載の修正」という。）はなかつたものとみなす。

一 次条第一項若しくは第二項又は附則第七條第一項若しくは第二項若しくは第八條第一項若しくは第二項の規定による届出によって戸籍の記載がされ、住民票の記載の修正があつた場合

二 附則第九條第一項から第三項までの規定による戸籍の記載がされ、住民票の記載の修正があつた場合

三 附則第十條第一項から第四項まで（これらの規定を附則第十一条において準用する場合を含む。）又は附則第十二條第一項から第四項までの規定による届出によって戸籍の記載がされ、住民票の記載の修正があつた場合

3 前項の規定は、第四号施行日以後に発行される個人番号カード用署名用電子証明書で新住民基本台帳法第七條第一号の二に掲げる事項が記

録されていないものの発行を受ける署名利用者について準用する。

4 前項において準用する第二項の規定により住民票の記載の修正がなかつたものとみなされる場合においては、公的個人認証法第十三條に規定する個人番号カード用署名用電子証明書記録誤り等及び公的個人認証法第十六條の十一に規定する移動端末設備用署名用電子証明書記録誤り等は、ないものとする。

（戸籍法の一部改正に伴う経過措置）

第六條 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍の筆頭に記載されている者（以下「筆頭者」という。）（既にこの項又は次項の規定による届出をした者を除く。）は、第三号施行日から起算して一年以内に限り、当該筆頭者の戸籍に記載されている氏に係る氏の振り仮名の届出をすることができ

2 前項の届出をすることができる筆頭者であつて、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に同項の氏について第七條の規定による改正後の戸籍法（以下「新戸籍法」という。）第十三條第二項の規定による同条第一項第二号の読み方（以下「一般の読み方」という。）以外の氏の読み方を使用しているものは、第三号施行日から起算して一年以内に限り、前項の届出に代えて現に使用している氏の読み方を示す文字を戸籍の記載事項とする旨の届出をすることができ

この場合において、当該届出に係る戸籍に記載されている者に係る新戸籍法第十三條第一項第二号、第二十九條第四号、第百七條第一項及び第百七條の三の規定その他の法令の規定の適用については、当該届出に係る文字を氏の振り仮名とみなす。

3 第一項の届出をすることができる筆頭者が当該戸籍から除籍されているときは、次に掲げる者は、第三号施行日から起算して一年以内に限り、その順序に従つて、前二項の届出をすることができ

い。

一 配偶者（その戸籍から除かれた者を除く。）

二 子（その戸籍から除かれた者を除く。）

4 第二項の届出をする者は、現に使用している氏の読み方が通用していることを証する書面を提出しなければならない。

第七條 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者（筆頭者を除く。）であつて、第三号施行日以後に新たに編製される戸籍（以下この条及び附則第十一条において「新戸籍」という。）の筆頭に記載されるもの（既にこの項又は次項の規定による届出をした者を除く。）は、第三号施行日から起算して一年以内に限り、当該新戸籍に記載されている氏に係る氏の振り仮名の届出をすることができ

2 前項に規定する者であつて、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に同項の氏について一般の読み方以外の氏の読み方を使用しているものは、第三号施行日から起算して一年以内に限り、同項の届出に代えて現に使用している氏の読み方を示す文字を当該者に係る新戸籍の記載事項とする旨の届出をすることができ

この場合において、当該届出に係る新戸籍に記載されている者に係る新戸籍法第十三條第一項第二号、第二十九條第四号、第百七條第一項及び第百七條の三の規定その他の法令の規定の適用については、当該届出に係る文字を氏の振り仮名とみなす。

3 第一項に規定する者が当該者に係る新戸籍から除籍されているときは、次に掲げる者は、第三号施行日から起算して一年以内に限り、その順序に従つて、前二項の届出をすることができ

一 配偶者（その戸籍から除かれた者を除く。）

二 子（その戸籍から除かれた者を除く。）

4 前三項の規定は、新戸籍が編製される日前に当該新戸籍に記載される氏について前条第一項又は第二項の届出がされているときは、適用し

ない。 5 第二項の届出をする者は、現に使用している氏の読み方が通用していることを証する書面を提出しなければならない。 第八条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者既にこの項又は次項の規定による届出をした者を除く。）は、第三号施行日から起算して一年以内に限り、当該者の戸籍に記載されている名に係る名の振り仮名の届出をすることができる。 2 前項に規定する者であつて、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に同項の名について一般の読み方以外の名の読み方を使用しているものは、第三号施行日から起算して一年以内に限り、同項の届出に代えて現に使用している名の読み方を示す文字を戸籍の記載事項とする旨の届出をすることができる。この場合において、当該届出をした者に係る新戸籍法第十三条第一項第二号、第二十九条第四号、第七百七条の二及び第七百七条の四の規定その他の法令の規定の適用については、当該届出に係る文字を名の振り仮名とみなす。 3 前項の届出をする者は、現に使用している名の読み方が通用していることを証する書面を提出しなければならない。 第九条 本籍地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）にあつては、区長又は総合区長とする。以下この条及び附則第十三条において同じ。）は、第三号施行日から起算して一年を経過した日に、市役所（特別区の区役所を含むものとし、指定都市にあつては、区又は総合区の区役所とする。）又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長（次項において「管轄法務局長等」という。）の許可を得て、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者に係る氏の振り仮名を戸籍に記載するものとす	る。ただし、同日の前日までに附則第六条第一項若しくは第二項の届出又は附則第七条第二項若しくは第二項の届出があつたときは、この限りでない。 2 本籍地の市町村長は、第三号施行日から起算して一年を経過した日に、管轄法務局長等の許可を得て、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者（同日の前日まで）に前条第一項又は第二項の届出をした者を除く。）に係る名の振り仮名を戸籍に記載するものとする。 3 本籍地の市町村長は、前二項の場合において、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者に一般の読み方以外の氏の読み方又は名の読み方が使用されていると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、氏の振り仮名又は名の振り仮名に代えてその使用されている氏の読み方又は名の読み方を示す文字を当該者の戸籍に記載することができる。この場合において、この項の規定により当該文字を戸籍に記載された者に係る新戸籍法第十三条第一項第二号、第二十九条第四号、第七百七条第一項及び第七百七条の二の規定その他の法令の規定の適用については、当該記載に係る文字を氏の振り仮名又は名の振り仮名とみなす。 4 本籍地の市町村長は、第三号施行日後遅滞なく、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者に対し、前三項の規定により当該者の戸籍に記載しようとする氏の振り仮名若しくは名の振り仮名又は一般の読み方以外の氏の読み方若しくは名の読み方を示す文字を通知するものとする。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合は、この限りでない。 第十条 前条第一項の規定により戸籍に氏の振り仮名が記載されたときは、当該戸籍の筆頭者（既にこの項又は次項の規定による届出をした者を除く。同項において同じ。）は、氏の振り仮名を変更する旨の届出をすることができる。	2 前条第一項の規定により戸籍に氏の振り仮名が記載された場合において、当該戸籍の筆頭者が附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に一般の読み方以外の氏の読み方を使用しているときは、当該戸籍の筆頭者は、戸籍の記載事項を現に使用している氏の読み方を示す文字に変更する旨の届出をすることができる。この場合において、当該届出に係る戸籍に記載されている者に係る新戸籍法第十三条第一項第二号、第二十九条第四号、第七百七条第一項及び第七百七条の三の規定その他の法令の規定の適用については、当該届出に係る文字を氏の振り仮名とみなす。 3 前条第三項の規定により戸籍に一般の読み方以外の氏の読み方を示す文字を記載されたときは、当該戸籍の筆頭者（既にこの項又は次項の規定による届出をした者を除く。同項において同じ。）は、戸籍の記載事項を一般の読み方による氏の振り仮名に変更する旨の届出をすることができる。 4 前条第三項の規定により戸籍に一般の読み方以外の氏の読み方を示す文字を記載された場合において、当該戸籍の筆頭者が附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載された氏の読み方以外の氏の読み方であつて一般の読み方以外のものを使用しているときは、当該戸籍の筆頭者は、戸籍の記載事項を現に使用している氏の読み方を示す文字に変更する旨の届出をすることができる。この場合において、当該届出に係る新戸籍法第十三条第一項第二号、第二十九条第四号、第七百七条第一項及び第七百七条の三の規定その他の法令の規定の適用については、当該届出に係る文字を氏の振り仮名とみなす。 5 新戸籍法第七百七条の三の規定は、前各項の届出には、適用しない。 6 第一項から第四項までの届出をしようとする者に配偶者があるときは、配偶者とともに当該届出をしなければならない。	7 附則第六条第三項の規定は、第一項から第四項までの筆頭者が当該戸籍から除籍されている場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第三号施行日から起算して一年以内に限り、その」とあるのは、「その」と読み替えるものとする。 8 第二項又は第四項の届出をする者は、当該届出に係る現に使用している氏の読み方が通用していることを証する書面を提出しなければならない。 第十一条 前条の規定は、附則第九条第一項又は第三項の規定により氏の振り仮名又は一般の読み方以外の氏の読み方を示す文字が記載された戸籍に記載されている者（筆頭者を除く。）であつて、新戸籍の筆頭に記載されるものについて準用する。ただし、当該新戸籍が編製される日前に当該新戸籍に記載される氏について前条第一項から第四項までの届出又はこの条において準用する前条第一項から第四項までの届出がされているときは、この限りでない。 第十二条 附則第九条第二項の規定により戸籍に名の振り仮名を記載された者（既にこの項又は次項の規定による届出をした者を除く。同項において同じ。）は、当該名の振り仮名を変更する旨の届出をすることができる。 2 附則第九条第二項の規定により戸籍に名の振り仮名を記載された者であつて、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に一般の読み方以外の名の読み方を使用しているものは、戸籍の記載事項を現に使用している名の読み方を示す文字に変更する旨の届出をすることができる。この場合において、当該届出に係る新戸籍法第十三条記載事項を変更した者に係る新戸籍法第十三条第一項第二号、第二十九条第四号、第七百七条の二及び第七百七条の四の規定その他の法令の規定の適用については、当該届出に係る文字を名の振り仮名とみなす。 3 附則第九条第三項の規定により戸籍に一般の読み方以外の名の読み方を示す文字を記載され
---	--	--	--

た者(既にこの項又は次項の規定による届出をした者を除く。同項において同じ。))は、戸籍の記載事項を一般の読み方による名の振り仮名に変更する旨の届出をすることができる。

4 附則第九条第三項の規定により戸籍に一般の読み方以外の名の読み方を示す文字を記載された者であつて、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載された名の読み方以外の名の読み方であつて一般の読み方以外のものを使用しているものは、戸籍の記載事項を現に使用している名の読み方を示す文字に変更する旨の届出をすることができる。この場合において、当該届出により名の読み方を示す文字を変更した者に係る新戸籍法第十三条第一項第二号、第二十九条第四号、第七十条の二及び第七十条の四の規定その他の法令の規定の適用については、当該届出に係る文字を名の振り仮名とみなす。

5 新戸籍法第七十条の四の規定は、前各項の届出には、適用しない。

6 第二項又は第四項の届出をする者は、当該届出に係る現に使用している名の読み方が通用していることを証する書面を提出しなければならぬ。

第十三条 本籍地の市町村長は、附則第六条から前条までの規定の施行に必要な限度において、関係地方公共団体の長その他の者に対し、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者に係る氏名の振り仮名並びに現に使用されている氏の読み方及び名の読み方を示す文字に関する情報の提供を求めることができる。

第十四条 一般の読み方以外の氏の読み方又は名の読み方を示す文字に用いることができる仮名及び記号の範囲は、新戸籍法第十三条第三項の法務省令で定められた仮名及び記号の範囲とする。

(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)
第十五条 保険者(健康保険法第四条に規定する

保険者をいう。))は、第五条の規定による改正後の同法第五十一条の三第一項前段に規定する場合において、必要があると認めるときは、当分の間、同項の規定にかかわらず、職権で、被保険者に対し、同項後段の厚生労働省令で定めるところにより、同項の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付し、又は当該事項を同項に規定する電磁的方法により提供することができる。

2 前項の規定は、第六条の規定による改正後の船員保険法第二十八条の二第二項、第八条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第二十二條第六項、第九条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第五十三条の二第一項、第十条の規定による改正後の国民健康保険法第九条第二項(同法第二十二條において準用する場合を含む。)、第十一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第五十五条の二第一項又は第十二条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第五十四条第三項の規定による書面の交付及び電磁的方法による提供について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 第十条の規定の施行の際現に市町村(特別区を含む。次条において同じ。))又は国民健康保険組合から被保険者証又は被保険者資格証明書の交付を受けている者が、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第二号施行日」という。))以後に保険医療機関等(健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。附則第十八条において同じ。))から療養を受ける場合又は指定訪問看護事業者(同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。附則第十八条において同じ。))から指定訪問看護(同法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護をいう。附則第十八条において同じ。))を受ける場合における当該被保険者証又は被保険者資格証明書については、

第十条の規定による改正前の国民健康保険法(これに基づく命令を含む。))の規定により定められた当該被保険者証又は被保険者資格証明書の有効期間が経過するまでの間(当該有効期間の末日が第二号施行日から起算して一年を経過する日の翌日以後であるときは、第二号施行日から起算して一年間とする。))は、なお従前の例による。

第十七条 市町村は、第十条の規定による改正後の国民健康保険法(これに基づく命令を含む。))の施行のために必要な条例の制定又は改正その他の行為については、第二号施行日前においても行うことができる。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 第十二条の規定の施行の際現に後期高齢者医療広域連合から被保険者証又は被保険者資格証明書の交付を受けている者が、第二号施行日以後に保険医療機関等から療養を受ける場合又は指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受ける場合における当該被保険者証又は被保険者資格証明書については、同条の規定による改正前的高齢者の医療の確保に関する法律(これに基づく命令を含む。))の規定により当該被保険者証又は被保険者資格証明書が効力を有するとされた間(当該期間の末日が第二号施行日から起算して一年を経過する日の翌日以後であるときは、第二号施行日から起算して一年間とする。))は、なお従前の例による。

第十九条 後期高齢者医療広域連合は、第十二条の規定による改正後的高齢者の医療の確保に関する法律(これに基づく命令を含む。))の施行のために必要な条例の制定又は改正その他の行為については、第二号施行日前においても行うことができる。

(政令への委任)

第二十条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第二十一条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の項中「第十七条第一項及び第三項(同条第四項を第十六条の二第二項、第十七条第一項から第四項まで及び第六項(同条第七項に改め、同表電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)の項中「第三条の二第二項」を「第三条第十項において準用する同条第三項(第九条第二項及び第十條第二項において準用する場合を含む。)、第四項、第五項(第九条第二項及び第十條第二項において準用する場合を含む。))及び第七項、第三條の二第二項」に、「第二十二條第三項」を「第三条の二第四項において準用する同条第二項及び第十條第三項(第九條第三項及び第十條第四項において準用する場合を含む。)、第四項、第五項(第九條第三項及び第十條第三項及び第十條第七項、第三條の二第六項において準用する同条第二項において準用する場合を含む。))及び第七項、第二十二條第三項」に、「並びに」を「第二十二條第十項において準用する同条第三項(第二十八條第二項及び第二十九條第二項において準用する場合を含む。)、第四項、第五項(第二十八條第二項及び第二十九條第二項において準用する場合を含む。))及び第七項」に、「の規定」を「第二十二條の二第四項において準用する同条第二項において準用する第二十二條第三項(第二十八條第三項及び第二十九條第三項において準用する場合を含む。)、第四項、第五項(第二十八條第三項及び第二十九條第三項において準用する場合を含む。))及び第七項並びに第二十二條の二第六項において準用する同条第二項において準用す

第二十二條第四項、第五項(第二十八條第三項及び第二十九條第三項において準用する場合を含む。)及び第七項の規定に改める。
第二十二條 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の項中「第五十四條の三(第二項)」を「第五十四條の三第六項」に改め、同表高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)の項中「第八十二條第二項」を「第八十二條第六項」に改め、同表行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)の項中「第十六條の二(第二項)」の下に「及び第六項」を加え、「第四項まで及び第六項(同条第七項)」を「第五項まで及び第七項(同条第八項)」に改める。
(国民年金法の一部改正)

第二十三條 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

第九十二條の三第一項中「国民年金基金の」を「、国民年金基金の」に改め、「第三号に掲げる者にあつては保険料を滞納している者であつて市町村から国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第九條第十項の規定により特別の有効期間が定められた国民健康保険の被保険者証の交付を受け、又は受けようとしているものに」を削り、同項第三号を削り、同条第三項中「当該」を「、当該」に改め、「同項第三号の規定による申出を受けたときはその旨を」を削る。

第百九條の四第一項第十九号中「第九十二條の三第一項第三号の規定による申出の受理及び同条第四項」を「第九十二條の三第四項」に改める。

第百九條の十第一項第二十九号中「第百九條の四第一項第十九号に掲げる申出の受理及び」を削る。

(臓器の移植に関する法律の一部改正)
第二十四條 臓器の移植に関する法律(平成九年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

第十七條の二中「医療保険の被保険者証等」を「個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二條第七項に規定する個人番号カードをいう。)等」に改める。
(地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正)

第二十五條 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部を次のように改正する。

第二條第八号中「第十六條の二第四項」を「第十六條の二第五項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に、「第十七條第七項」を「第十七條第八項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第十項」を「同条第十一項」に改める。
(日本年金機構法の一部改正)

第二十六條 日本年金機構法(平成十九年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第二項第五号に次のように加える。

ヘ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和三年法律第三十八号)第五條の三に規定する事務
第三十八條第五項第三号に次のように加える。

リ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の規定による事務
法律の規定による事務
第二十七條 日本年金機構法の一部を次のように改正する。

第二十七條第二項第五号中口を削り、ハを口とし、二からハまでをハからホまでとする。
第三十八條第五項第三号二中「国民健康保険法」の下に「(昭和三十三年法律第百九十二号)」を加える。

(家事事件手続法の一部改正)

第二十八條 家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二百二十六條第一号中「又は名を」を「若しくは名の変更又は氏の振り仮名若しくは名の振り仮名」に改める。

第二百二十九條第一項中「氏」の下に「又は氏の振り仮名」を加える。

第二百三十一條第一号中「氏」の下に「又は氏の振り仮名」を加え、同条第二号中「又は名を」を「若しくは名の変更又は氏の振り仮名若しくは名の振り仮名」に改める。

別表第一の百二十二の項中「又は名を」を「若しくは名の変更又は氏の振り仮名若しくは名の振り仮名」に改め、「第百七條の二」の下に「から第百七條の四まで」を加える。
(道路交通法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十九條 道路交通法の一部を改正する法律(令和四年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四條のうち、道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第六章第三節中第九十五條の次に五條を加える改正規定中「第十七條第六項」を「第十七條第十項」に改め、同法第六章第六節中「第百六條の三」の次に四條を加える改正規定中「第十七條第四項」を「第十七條第八項」に改める。
(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十條 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和四年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三十二條のうち、住民基本台帳法別表第一中五十七の二十二の項を五十七の二十三の項とし、五十七の十八の項から五十七の二十一の項までを一項ずつ繰り下げ、五十七の十七の項の次に一項を加える改正規定中「五十七の二十二の項を五十七の二十三の項」を「五十七の四十二の項を五十七の四十三の項」に、「五十七の

十八の項から五十七の二十一の項」を「五十七の二十八の項から五十七の四十一の項」に、「五十七の十七の項」を「五十七の二十七の項」に、「五十七の十八」を「社会保険診療報酬支払基金」を「五十七の二十八」を「社会保険診療報酬支払基金」に改め、同法別表第三の五の六の項、別表第四の三の項及び別表第五第六号の四の改正規定中「別表第三の五の六の項」を「別表第三の五の八の項」に、「別表第五第六号の四」を「別表第五第六号の五」に改める。
附則第三十三條を次のように改める。

第三十三條 削除
(全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和五年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第二十九條のうち、住民基本台帳法別表第一の七十一の十の項の次に次のように加える改正規定中「別表第一の七十一の十の項」を「別表第一の七十一の十九の項」に、「七十一の十一」を「七十一の二十」に改め、同法別表第二の五の二十五の項及び別表第四の四の二十五の項の改正規定中「別表第二の五の二十五の項」を「別表第二の五の二十六の項」に、「別表第四の四の二十五の項」を「別表第四の四の二十六の項」に改める。

理由
国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、個人番号等の利用の促進を図る行政事務の範囲を拡大するとともに、在外公館における個人番号カードの交付等に係る手続の整備、戸籍等の記載事項への氏名の振り仮名の追加、行政機関の長等からの預貯金口座情報等の提供による登録の特例の創設、医療保険の資格確認のために必要な書面の交付等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。